

第 13 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 3 日)

平成 19 年 6 月 1 4 日 (木 曜 日)

出席議員 (22 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天 文 台 長	石 田 俊 人
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乗	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (1 名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
		天文台長午前中代理出席		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長(西岡 正君) 皆さんおはようございます。昨日に引き続き、早朝よりおそろいで、ご出席を賜り誠にご苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 6 名の傍聴の申し込みがありました。傍聴いただきました皆さん、本当にありがとうございます。また、傍聴席におかれましては、傍聴中、守らなければならない事項については遵守していただきますよう、お願いも申し上げます。

直ちに、日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長(西岡 正君) 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問を行います。通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。また、皆様方をお願いをいたします。一般質問中、できるだけ、私語については謹んでいただきますようお願いを申し上げます。

まず、6 番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6 番 金谷英志君 登壇〕

6 番(金谷英志君) 日本共産党の金谷英志でございます。私は大きく 3 項目について伺います。

まず、1 点目、現政権は、教育再生を一つの目玉としてあげ、中央教育審議会とは別に、内閣に設置した教育再生会議で首相好みの報告をさせています。この再生会議は、東京大学本田助教授が指摘するように、教育についての科学的な検証に従事している者を一人も含まない異様なものです。再生会議が報告を出す一方、政府は、学校教育法、教員免許法、教育公務員特例法、地方教育行政法などの教育関連法案を十分な審議をしないまま、成立させようとしています。このような中具体化されたのが、この 4 月に実施された全国一斉学力テストでした。この学力テストの実施前には問題点として、全国的な学力の傾向を調査するという政府の目的から言えば、統計学的に言って数パーセントの抽出調査でこと足りる。66 億円の費用は無駄遣い。対象を抽出ではなく、全員に拡げることで、全国順位をつけ競争激化を招く。子どもと家庭の情報が国とベネッセ、NTT データなど特定業者に握られる等が指摘されていきました。本町でも実施されましたが、これらの問題点をどうとらえられたのか。

次に学童保育については、文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブの両放課後対策事業を連携させた放課後子どもプランの創設が昨年 5 月に発表されましたが、具体化がされていないとして本町では国の施策を待つとの議会答弁でしたが、その後の国の方向はどうか。また国の施策を待つまでもなく、マリア幼稚園での 18 年度の試行を踏まえ、できるところから実施地区を拡大すべきではないか。

次に、町内各中学校への体操服等の納入業者が、納入期限に間に合わず、生徒の学校生活に支障があったと保護者から聞いていますが、どう対応されたのか、また今後どう対処

するのか。

次に、ゴミ処理場の件で伺います。にしはりま環境事務組合で計画しているゴミ処理施設について、5月の議員連絡会の中で町長は、ゴミ質の変化などにより選定している流動床式ガス化溶融炉の検討を技術小委員会で行うとの報告されましたが、機種の変更も含めた検討をされるのか。また施設の入札にあたっては、透明性を確保し談合防止策を検討するとの答弁でした。その後の検討結果を伺います。

次に、姫新線です。姫新線高速化事業で関係者間の協定書の中に、鉄道利用の促進に努めるとありますが、町としての促進策は。また三日月駅周辺の整備に合わせて民有地の借り上げなど駐車場の整備と送迎車輛の対策も必要ではないか。

以上、町長と教育長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） まず、町長の方から答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず金谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。

教育行政と体操服に関する件のご質問につきましては、後ほど教育長の方から答弁をさせていただきますので、まず私からは、学童保育に関する事項からお答えをさせていただきます。昨年度、国における文部科学省また厚生労働省の両省から出された「放課後子どもプラン」では、全国2万余の全ての公立小学校において、午後6時までの放課後対策事業を実施するというものでありました。しかしながら全ての小学校で受け入れるための条件整備は中々難しく兵庫県教育員会では、平成16年度より実施してきた「子どもの居場所づくり」事業を軸として、市町の最低の箇所数を設定し、これまで実施してきた箇所数として、本年度佐用町では、4箇所での事業を週1回程度、年間40日以上開催することと、まずいたしております。兵庫県全体の状況では、神戸市、姫路市を除く39市町の574小学校区の中で放課後子どもプラン実施数は184箇所であり実施率は32パーセントでございます。県では、このような中で「ひょうご放課後プラン事業要綱」を定め推進しようとしておりますが、国の目標どおり100パーセント達成は、非常に難しい状況でございます。しかしながら、町においても児童の放課後対策「学童保育」の要望は高まっており、昨年度から試行的にマリア幼稚園に委託しての事業を開始しておりますが、実質的には通常の放課後対策ではなく、夏休み等の長期休業期間に朝から夕方まで預かってほしいとの要望が大半で、本年度も35名の方から申込を受け付けておりますが、平日の利用は10人に足りない状況あります。ご質問のように、条件を整えればできる小学校から実施したいというふうに思っておりますが、規模が小さい小学校の中で希望者の絶対数が少ないこと、また指導者等の確保、安全員の配置などの課題も多く、また学童保育では当然保護者に負担をしていただく経費につきましても、放課後子どもプランでは無料となるなど統一性の無い状況が出てまいっております。このため、先行して学童保育を始められていた地域でも相当の混乱が生じてくるのでは、との意見も聞いておりますので、今後できるだけ早く検討していく考えでございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に「ゴミ処理施設について」のご質問にお答えを申し上げます。処理方式を流動床式ガス化溶融炉に決定をいたしましたのは、平成17年8月でございます。その以前に処理方式につきまして、専門家による技術検討委員会を開催をしていただきまして、平成16年に答申をいただいた中で17年の8月に管理者会におきまして流動床ガス化溶融炉とい

うことで、一応決定をいたしております。その後約2年近くが経過しております。その間の技術の進歩等、また流動床ガス化溶融炉等まだ新しい施設が建設をされており、実際の実証炉というものが数多くなかった訳ですが、その後の建設のなかで実証炉のデータの蓄積などによりまして、課題もうまれてきております。またそういうゴミの減量化またゴミの資源化等によりまして、ゴミ質の低下等もかなり懸念をされる状態でございます。そういうなかで、よりよい施設をつくるためには改めて現在の状況を踏まえた検証が必要であるというふうに判断をいたしまして、先般改めて、専門家による検討委員会を依頼したところでございます。もし、専門家委員会の中で再検討する必要があるという結果が示されれば、責任ある対応をしていかなければならないと、いうふうに考えております。また発注・入札につきましては、新田議員からのご質問にもお答えしましたように、一般競争入札を基本と考えておりますが、やはりゴミを処理する施設というものは、非常にまあ、技術的にも高度なものであります。性能仕様書に基づいたメーカー提案を求め、技術審査を十分に行ったうえでの価格競争を求めるという形になるというふうに考えております。

次に、姫新線の利用促進策についてのご質問でございますが、ＪＲ姫新線ディーゼル高速化事業は、県のアクションプログラムにより平成19年度に事業着手して平成21年度完成を目指しております。事業費につきましては、80億円以内、地上設備費45億円、車両費35億円以内で実施するとの内容で本年2月8日に兵庫県・姫路市・たつの市・佐用町・西日本旅客鉄道でＪＲ姫新線輸送改善事業に関する基本協定を締結をいたしております。ＪＲ姫新線のディーゼル高速化は、県と市町とで多額の費用を投入し完成する事業でございますし、事業が完成いたしますと鉄道の利用促進が最大の課題となります。利用者の増加によって、初めて継続的な存続が可能になるというふうに考えております。幸いにも駅舎や駅前整備は、町内の4つの駅とも完了しており、パークアンドライドのための駐車場も現状で工夫をすれば対応ができるのではないかと思います。利用促進につきましては、今までにも姫新線電化促進期盛同盟会で姫新線を利用した利用促進イベントやフォーラム等にも取り組んでおりますが、まだまだ十分とはいえません。協定の中でもうたわれていますように、今後はＪＲも入れた組織として互いに連携しながら、更なる利用促進に努めてまいりたいと考えております。また兵庫県立大学環境人間工学部の福島教授をチーフとして、姫新線マイレールクラブを設立し、利用促進のための情報発信や利用につながる活動の企画・提案など姫新線を生かし地域づくりにも取り組んで参りたいと思っております。佐用町といたしましても、利用を促進する上で、毎日の通勤や通学の足として利用して、通学の交通として利用していただく為に、企業や通勤者に利用の啓発をするほか、役場は勿論、町民の方に対してもマイカーから鉄道への乗り換えを誘導する利用促進運動を展開したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。また、提案の中で三日月駅周辺の整備に合わせて民有地の買い上げ等の提案もありますが、役場の駐車場等を利用するなどの工夫をすれば、駐車場については、ある程度対応ができるのではないかとこのふうにも思っておりますし、また送迎につきましては、パークアンドライドと、さよさよサービスなどの活用ということで、対応ができるのではないかとこのふうにも考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上この場での答弁とさせていただきます。後、教育長の方から、よろしくお願い致します。

議長（西岡 正君） それでは、教育長。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。金谷議員のご質問に続いて、お答えさしてい

たきます。

国際的な学力調査の結果から、我が国の子どもたちの学力の低下が指摘され、国民の心配は大きくなっているところです。このような中、中教審答申、新しい時代の義務教育を創造するにおいて、子どもたちの学習到達度についての全国的な調査を実施し、教育の目標を明確にして結果を検証し、質を保証するとの、提言を受け、本年4月に小学校6年、中学校3年生のすべての児童生徒を対象とした、悉皆調査として実施されました。そこで、1番の問いにお答えします。単に日本全国の学力の平均値を知ることを目的とするのであれば議員がおっしゃいますように、抽出調査でよいわけですが、先ほど申し上げましたように教育の結果を検証し、質を保障するとの観点から今回の調査は教育の改善のための調査であり、学習指導要領など国が定めた基準が達成されているか、その成果を評価・検証するために、このような形で行われたと認識しております。調査結果から各学校が、自校の現状を認識してそれに基づいて、日々の指導方法等の改善ねらっております。

2つ目の質問にお答えします。調査結果につきましては、国は都道府県、市町村、学校にそれぞれの結果を提供いたしますが、国と同様都道府県も個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこととしております。これはとにもなおさず、学校間の序列化や過度の競争につながらないように配慮したためであります。勿論佐用町教育委員会におきましても、学校ごとの結果を比較の対象として扱う考えは毛頭ございません。また各学校の規模と教育条件は様々でありまして各校の比較は意図するところではありません。

3つ目のご質問にお答えします。調査結果につきましては、速やかに処理しできる限り早く結果を現場におろすと。当初の目的である結果の検証から教育方法、指導方法の改善に各学校が取り組んでいく必要があります。本年度の小学校6年生、中学校3年生を対象した調査ですので、まずこの児童生徒を対象として指導方法の改善を図っていくことが、肝要であると考えています。このような理由から国は今回の処理をとったものと理解して進めておるところであります。

続きまして、町内小中学校の児童生徒の体操服の納入等についてお答えさせていただきます。体操服や制服を注文している、ある業者の一部の物品に納入の遅れや未納がありました。大変子どもや保護者にご迷惑をかけている実態であります。学校は保護者と業者の間に入り、履行の促進と催促等努力しており、少しずつ納入されたり、まだ未納の物品もありますが、ほとんどが納入の見込みが立ってきておる現状であります。今後につきましては、私ども教育委員会と学校、PTA、保護者と充分協議連携しながら対応したいと考えておるところです。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まず、学力テストから伺いますけれど、教育長の方は、その結果を受けて、その日々の教育に活かすということですけど、全体的には、その参加していないその愛知県の犬山市という教育委員会がありますけれども、全国一つだけです。全教育委員会の中で、たった一つ、99.66 パーセントですからね。全国参加してるのは。その中の、なぜ犬山市の教育委員会がこの学力テストに参加しなかったか、いうことを冊子に出して書いてありますけども、そんなかで比較して本町の教育委員会と比べて、やってみます。1つが、文部科学省のこの目的としては、競争で学力を向上させる。当時はね、中山文科省大臣がそういうふうに出て、その方針が変わって導入当時は学力で競争で、学力を向上させるとは、その文科省としては、方針としては、言ってないんですね。それで、なぜ

かと、そのそもその、この目的としては、国の目的として全国学力テスト、通常学校教師が行うテストは教育活動の一環であり、その結果は、児童制度の理解度、達成度を確認して、次の教育活動に活かしたり、評価、評定の資料にしたりする。普通の学力、学校やってるテストはそうです。全国学力テストはそうではないと。その一般にいう行政調査の、その、これはテストなんであって、子どもの学力知って、それを知った上で、それを活かすと。子どもの学習がどの程度、達成してるか、それを伸ばすと。評価してすぐ活かすということではないと。いうふうに、この犬山市の教育委員会は判定して、その参加しなかった一つの理由が大きな理由がこれなんですね。子どものためにはならないということなんですけども。この犬山市の教育委員会の方針をお聞きなっておりますかね。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 確かに学校で行います、日々のテスト、これは授業・教科書に則った中での、それは評価につながる。今回のことにつきましては、評価につながらない。これは、私もその通り考えております。しかし、日々の学習指導要領は、全国一緒でありますけれども、統一でありますけれども、教科書は、そこそこ違う部分もあります。地域によりましてね、だから、それはすべて検定を通過しておりますので、一定のレベルの教科書だと。それは認識しておりますけれども、やっぱり今回の調査につきましては、学力そのものじゃなくって、学力・学習調査、いろんなものを含んである。ですから、今後今もですね。佐用町の学校においてもですね、学力だけで評価をしているではありません。絶対評価になりましたので、学習習慣だとかいろんなことをですね、子ども一人ひとりを見ながら、どこに弱点があって、どこに、これだけのレベルがあって、さらにこれを伸ばしていかなあかんとかですね、そういうことを学校現場ではしている訳ですよ。そういう意味から言って、やっぱり今回の学力と学習と学習習慣ですね、そういうものの調査いうものは、私は非常に大事なかと、そういう認識をしているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それを全国的に、一律、さっき教育長も言われた、悉皆調査なんです、これ全部、その中学校の3年生と小学校6年生、全部が対象にしてやるということですが、その意味が分からないんですよ。なぜか。その悉皆調査じゃなくても、その調査では全体的な傾向知るには、一人ひとりについてこの子はどんだけ達成してるか知るの、学校で今やってるテストで十分それが、評価できるし把握もできるんですよ。なぜこれが全国的なその、全国漏れなく小学校6年生、中学校3年生は対象にしなければならないのか、その理由が分からないんですよ。今、教育長の答弁でもね、私ちょっとわからないですね。その一人ひとりの佐用町の子どもの評価するのであれば、それが全国的な、全国的には、どの位置にあるんだというのではなくてね、佐用町の子どもが、どんだけ達成してるかいうのは、全国的な自分がどこにあるかいうのは、また別の問題だと思うんですけれども。その辺、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

6 番（金谷英志君） 議長。ちょっと、後ね、私語が多いんですけど。

議長（西岡 正君） 冒頭に申し上げましたように、私語を慎んでいただきますようお願いいたします。

教育長（勝山 剛君） 数字的なデータ、これは、抽出してもですね、今回の調査もですね、結果的には同じ部分もあるかと私は思いますけれども、あの、昨年一昨年ですか、兵庫県も、そういう今回と同じような内容でですね、学力・学習と学習習慣、これを調査をした訳ですけども、こういうことが今まさにですね、親の関心が非常に高くなっている。今回調査をするにあたってですね、国の方は、保護者とかそれから P T A、全国 P T A ですね、諸々のところのやっぱり、関心度、そういうものを見てですね、そして、こういう実施に当たっていると。そういうことで私自身がですね、今議員が言われました、犬山ですか、その教育委員会の対応がどうかと、問われましてもですね、それについての自分の見解、これはやっぱりある面では失礼に当たる部分があるかと思しますので、控えさしていただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そのプライバシーが、この場合は、NTT データ、ベネッセコーポレーションですけども、それに全部を委託して今回の学力テスト、集計から今度評価して発送まで、一連のやつをその NTT データと、ベネッセコーポレーションに任せると。その中で調査してるのは、その成績だけではなくてね、家庭環境通じて、児童生徒への質問紙の中で、その私生活のあり方についても踏み込んだ質問をして、そのデータが、その民間企業の中に含まれてくるんですね。例えば、その質問の中には自分は家の人から大切にされているか、物事を最後までやり遂げてうれしかったことがあるか、家に本が何冊あるか。これは、学校のそのどういうか、教科の達成度とは、全く別の質問だと思うんですね。それを含んだ、その情報が 1 私企業につかまれてしまう。それが公開する、公開されるとはいいいせんけど、情報公開法によってこれは、一つの国なり地方自治体なりが、やることによって細かいそのデータを出されます。誰が個人の特定はできませんけれども、情報公開法からいうと、公開しなきゃならないということになるんですね。その判例も出てますから。こういう情報があるということの漏えいの危険性もありますから、その点の危険性の認識の具合は教育長はいかがですかね。個人情報の。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、あの昨年度 19 年の 3 月 29 日にですね、文部省が、文部科学省の初等、中等局のほうからですね、私どもに向けて文書が来ている中で、いろんな調査とか、のなかで、今回の児童生徒の質問用紙の内容等ですね、非常にこう、検討したと。そういう中で、例えば家の人から大切にされていると思うとか、先生から認められていると思うとか、一緒に美術館や劇場などで芸術鑑賞をするとか、こういうような分ですね、今議員がおっしゃいましたけども、一部言われましたけども、そういうことについては削除したと。相当考えてですね、そういう家庭の環境といいですか、経済的なことが分かるとかですね、そういう事を充分配慮しながら私は質問項目を決定していると、そのように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） この学力テストの導入について、その教育委員会のほうでねどういうふうに話し合われたんかいうのをお聞きしたいんですけれども。一番初めにその学力テストの方針が出されたのが、2005 年の 11 月 16 日、文科省第 1 回の全国学力的な調査の実施方法に関する会議の開催、これがはじめだったと思います。それから 2006 年に、この犬山市は、中日新聞にですね、画一性に反旗、学力テスト不参加ということを中日新聞に載ったと。それから 3 月 10 日、犬山市の教育委員会ですけれども、文科省の初等教育課程で常盤課長の訪問を受ける。この学力テストに不参加ということで、文科省の課長の訪問を受けて、それから「犬山教育の実施施策 2 0 0 6」いうのを公開して、こういうふうに、犬山市の不参加について、この経過をずっときてるんですね。佐用町のほうではこの学力テストにどう望むかということで、どのような会議、もたれましたでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 組織的な会議はもっておりません。それと 2 0 0 5 年に実施されましたけれども、その当時のことにつきましては、私は知るところではありませんので、今回につきましては、文科省それから県の教育委員会等々からの文書、それから教育長会、等々でいろんな説明も聞きました。その中でやはり、子どもたちのこれからの学力、学力は学習してですね、その点数が 70 点とか 80 点とかいう問題じゃなくって、生きる力、これを学力と、こういうふうには私は理解しておりますので、その一つの方法として、このテストを受けることによってですね、教師自らがやっぱり学校を変えていかなあかん。やっぱり教え方の工夫改善をしていかなあかん。これが、今大きく求められておるとこなんですよね。敢えて、全国で 1 つか 2 つこのテストをしないとって、いろんな形でですね、多分この地域においてもですね、賛否両論あると思います。そういう混乱の中でですね、学校教育はできない。私は、そう信じております。やっぱり皆さんがですね、子どもの為、学校の為、全員 1 つになって支援をしていただきたい。私は、そのように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） そういうふうに、皆で 1 つになってね、やっていこうという。結果として、そういうふうになるんはいいんです。議論をしてね、こういう、どういう方針が正しいんかいう事は、皆で議論していくべきだと思うんですね。教育長が言うとおりの、ほんまに皆でやっていく事なんです。ですからこういう問題があるという事はね、その教育委員会の中で、会議の中で、この重大な根本的なそのコンタクト。教育委員、今再生会議なんかでは、教育委員会不要論とかね、教育委員会をその町長部局とか、そういうふうになって、そういう議論もありますから、教育委員会はどうかあるべきなんかいかな根本的な、問いが走っている今回の問題でもあると思うんですね。ですから、教育委員会、佐用町の子を、どういうふう育てて行くんか、その中で、やっぱり教育委員会の中でも学力テ

ストについてはね、議論していただきたかったと思うんですけどね。今後ですから、学力テストについてね、改めて教育委員会の中で、僕は、話されるべきだと思うんですけども、その点は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 議員おっしゃりますとおりですね、今まである面ではですね、上から来たものを、そのまま受けてですね、している部分もあると、そのように私が、この1年間させていただきましてですね、そういう部分もあった事は、充分反省してます。今後、そういう中でですね、教育委員会でも議論をしていきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 次に、学校の制服についてですけれども、未だ未だに、その納入未納の所があるという事なんですけれども、その実態としてどういうふうな各学校等に、どれだけ未納があったか、その数字は、どんなものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。申し訳ありませんけれども、学校名については、控えさせていただきます。

中学校で体操服の一部が今現在未納で、6月末納入見込みいうのがあります。

それから、もう1中学校で体操服の一部。それから小学校1校で制服が未納と、こういう現状であります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 現状では、そういう事なんですけれども、新学期初めてね、改めて中学校の子にしても、小学校にしても、新しく小学校に入って、中学校に入って、これからやって行く時にね、体操服が無い、シューズが無いいう事になればね、そりゃ、保護者の方もね、そりゃ怒られると思うんですよ。それ今まででもね、こういう事があったと思うんですよ。再三やって来て、新たに今回、今年は酷いんですね。未だにですからね、学校生活の体操服が無かったら、普通の体操服、違うやつを、着るという事ですから、これ今後また、そのしっかり協議していくという、初めの教育長、答弁でしたけれども、再三、こういう事は、今まであったんですね。そやから、ここで改めてね、この場で、どういうふうなしっかりした対処をしていただきたい。どういうふうに、これから、協議するんでなしに、6月の末になっても、未だ体操服がないという事で生活できん、学校生活ができないですからね、そういう事で、対処の仕方、方針をもっと突っ込んだご答弁いただきたいと思いますけどね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい部分、あまり今のところはですね、この4月から学校、校長とですね、また一部PTAの役員さんとも、直接状況も、私に知らせていただきましたので、そういう事の中で、該当校の校長と教育委員会と協議しながらですね、一対一で行くのではなくって、まあ教育委員会も中へ入りながら、学校全体また町全体として、正常に行くように、今いろんな形でですね、模索しているところです。方向的には、もう少し、まあ業者そのものとの話もしていかなあかんと思いますので、今後来年度に向けてですね、今年は、今年の中で最大限努力して行きたいと思いますし、来年度に向けて、2度とこれと同じような事が起こらないように、今検討協議しているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） これはね、保護者としてたらね、選べないという事が、その他の業者、佐用町内にも、いろんなスポーツメーカーの業者さんおられるわけですからね、その方が、選べたらその方の所へ行けるんですよ。そやから、選べるように、その業者を排除するんじゃないかってね、他の業者も選べるようにする。それだけでいいと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 議員おっしゃいますように、そういう間口を広げた、そういう考え方も視野に入れながら検討しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その間口を広げるですけどね、その今まで選べるんでしたら、その業者そんな、入ってこない業者よりも、こっちの業者にするんや。当然の事です。それ選べるんですから。選べて、この業者に頼むとか、その三日月の業者さんではね、制服、体操服を、うちは預かっておるだけやという業者さんなんですよ。ですから、右から左だけ、その業者さん自体がね、文句言われるわけですよ。預かってお金も、そのまま渡すわけですから、中のマージンとるいう事でもない。商売にも全然ならんいう事の中で、そういうふうになりますから、佐用町内、町内に限ってもね、町内の中の業者だけでも選べるようにすると。これが一番解決だと、直ぐ思うんですけどね、その、それも1つの検討にあると言われますけれどもね、その方向で、是非、やっていただきたいなと思います。

それから次に移りますけれども、学童保育ですけども、学童保育、これは、文科省の方とっては、それが町長言われたように、県内でも30何パーセントしかやられてない事ですから、学童保育は、やっぱり町の方の、その厚労省の管轄いわゆる住民課なり福祉課なりの方の関係になると思うんですけども、福祉課の関係ね。それでマリア幼稚園では、試行してある程度、町長の方針としても、広げて行きたい。18年度もそうして、今

の答弁でも、やれる所から広げて行きたい気持ちはあるという事ですから、マリアの試行を受けてそのマリアでは、夏休みしか、あんまり利用者がなかったという事ですけれども、実際旧佐用、他の佐用小学校、他の学校の子がね、マリアまで学童保育に来るというのは、日常的には難しいと思うんですね。ですから、徳久なら徳久。三日月なら三日月。上月なら上月である方が、よりベターな事は、町長は、その点では、認識されておると思うんですけれども、やれる所からという事ではね、近隣の所では、龍野西小学校で多分やられてると思うんですね。それは、校舎内にその空き教室を利用するというんじゃないかって、別にあるからやりやすかったという事も聞いているんですけれども、例えば三日月小学校ですと、私校長先生に学童保育やるに当たって問題点は何かいう事を、学校管理者の校長先生に、どういう問題点があるかいう事で、空き教室を利用するとなればね、空いてるように見えるけども、中々空いてる教室は無いんだと。三日月小学校で言いますと、図書館が、図書室がね、日常ずっと利用するわけでありますから放課後、そこを学童保育の場所にしたらどうかという事もあって、全体の学校、校舎の管理の上で難しい、分かんない事は、校長先生の立場では言われたんですけどもね、それでしたら、私、三日月に限って言えばね、保育所があり支所もありますから、支所の中で、空き部屋を利用して、その隣に保育所がありますから、そういう場所としては、支所なりを利用する。それで指導員については、保育所なりそれからまた指導員の免許は、保育所なり教員の免許は要りませんから、役場の職員でもできるかな。臨時職員を雇うにしてもね、そういう実際、やれる所は、私三日月では、そのやれる可能性が高いんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 学童保育を、昨年マリア幼稚園で委託をして、試行して、それは、本当にどういう希望があるかという事の、まず最初学校でアンケートを取って、かなりの人があったんですけども、実質やはり負担をいただいでですね、こう実際に申し込みを受けてみると非常に少ない。昨年は、普通の月ですね、例えば2月なんかは、もう1人も無かったというような事で、夏休みとか春休みそういう長期の時にだけ多かったというような実態があったわけです。ただ、そういう事は、その今議員お話のように、遠い所から来るという事は、中々難しいし最終的に私は、学童保育の必要性、実施については、学校施設でそのままね、学校事業の延長の中身のような形でやるべきだろうという、まあ、その考え方をもっておりました。で、ただ、昨年そういう事、やる途中で文科省、厚生省の文科省の方からですね、放課後プランというような形で、全校でやるんだという事が出て来たんですね。それは、一番そういう制度の中でね、経費的にも国なり県なりにも負担をしていただいでですね、全校で実施できれば一番いいだろうと思ってたんですけども、実際にはですね、それが、中々最初に打ち上げただけでですね、具体的なこの制度の指示とか、制度が示されなかったという状況なんですね。私は、学校施設が私は、まあ校長先生なんかには言わせると学校施設を中々使えないとかいう話がありますけどもね、同じ子ども達が使っているんですから、別にそこに、その部屋を他に誰かが使っているわけじゃないんで、一般の教室使ったって、どこ使ってもできる、しようと思えばできると思うんですよ。ですから、ただ、子どもプラン、放課後プランとかいう物の実施になりますと、これは無料と言いますか、負担無しでやれという事なんですね。学童保育の方は、負担はいただくわけです。その辺の料金、負担の問題がまた差が出て来てしまっておりますしね、それとまあ、実際に小さな、規模の小さい学校であります佐用小学校でさえ、実際にそういうやってみて実態の中で、希望者、利用者がですね、その絶対数ね、中にいらっしゃる事は確かだと思

うんですけども、絶対数が非常に少なくなるだろうという事なんですね。で、これは、放課後が、子どもが授業の学校の延長として行えば、かなりの子ども達がですね、一緒に過ごすという形で使えるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、場所を変えて、どこかに移動してやるという事になると、非常に絶対数が少ない中でですね、後、そこへの移動またその配置して行く経費の問題も非常に、1人当たりが大きくなります。そういう事で、中々全部の学校で行うのは難しい課題がたくさん出て来ているわけです。で、今担当課の方へ指示しておりますのは、まず、それぞれ学校なんかに対して、アンケートを取って保護者なりの希望がね、どれくらいあるかという、実際に料金をいただいて、こういう規模、それでも預け、そういう必要性があるかどうか。そういう事も調査する必要があるんじゃないかという事と。それと、まあ、できる所を、まずやってみるという事で、それもある程度、全校ではいっぺんにできませんから、今金谷議員お話のように、三日月なんかは、一番やりやすいのかなと思うわけです。ただ、三日月の場合には、4町とも一緒、旧4町とも一緒なんですけども、子ども居場所事業という形で、週1回ぐらいな形でやってるやつがあるんですね。そういうのも、また一緒にしていかないと、たくさんの事を、いろいろとやってもですね、行く子ども達が必要な利用する子ども達がバラバラになってしまうという形になりますのでね、まあ、その辺も調整しながら、その試行を広げて行く形で進めたいと思うんですけども、最終的には、この国が示して県が言ってる、放課後子どもプランのような形でのね、実施に持って行くのが、一番いいだろうという視野には置いております。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 校舎を利用するという事では、教育長にお伺いしたいんです。まあ、校長先生は、僕直接聞いたんでは、中々空き教室に見えるけれども、空いてないんやと。図書室にしても他の職員室や他の教室につながるような、もう全然隔離してしまわなくて、やっぱり管理上は、校舎管理する責任者としては、中々難しいんだという事ですけども、その校舎を利用するという事については、教育長、どういう見解でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 条件が揃えば、使う。使用できる。そのように理解しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町長も、そういうふうに、学校がやるのがベストやと。私も、そういうふうに思います。全然通わんでもね、どっか場所を他に持って行くとすれば、指導者の人が、学校まで迎えに来て安全にまたその使用する場所まで行くという、その手間もありますから、一番その点でやりやすいのは、私、三日月小学校だと思います。その利用者がどうか、今後どんだけあるかという事ね、そのアンケート調査されるという事ですけども、今三日月では、新入生が2年生が30何人いう事になってます。その中でも、その通ってる所見ればね、三日月の町営住宅の子が多いように、その三日月の子は、三日月、三日月

の三日月ね、の子が多いんですが、大体鍵っ子と言われるような子なんです。ですから、私が聞いたのも、そういう所がやっぱり、学童保育やって、声がね、2、3は、そこら辺から聞いているんですけども、全体の中で調査されて、それで必要性が、それ経費的なもん勘案しながら、実施して行くという、その町長の方針でいいと思うんですけどね。そういう18年度、マリア幼稚園を試行していながら、それで、元々町長も全町的に広げて行きたいというお考えがありながらね、その19年度で即、どんだけ利用されるかという事もね、早急に、そういうアンケートを取ってやっていただきたいなと思うんですけども、そのアンケートは、早急にやられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、先ほど言いましたように、18年度のね、マリア幼稚園の試行を踏まえてやりたいという思いの中で、先ほどそういう国からの方針が、急に、こういう物出てきましたのでね、そういう事で、非常に、こちらにもそれに振り回された状況だったわけです。ですから、まあ、それがまだまだしっかりと物が出てこない状態なんで、早急にそういう調査をして、何とか、まあ1つの形、実施に向けてできるような、できるかどうかという判断をね、していかなきゃいけませんので、まずできる所を、そういう調査をするようにという事で、担当の方に指示をしておりますので、できるだけ早くやて行きたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次にゴミの問題ですけれども、ゴミの先ほど町長が言われたように、小委員会で改めて再検討すると。その機種についても再検討すると、そういうご答弁で良かったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、言い方の問題ですけれども、私は、検証をしていくという言い方をしております。で、その内容につきましては、別にその流動床を止めるという事じゃありませんし、機種を変えろという事の方式をね、変えろという事を前提に考えているという事ではありません。ただ、それぞれ技術的にもいろんな状況も、こういうんなデータも出て来ておりますのでね、再度それでいいかどうか。問題が無ければ、そういういったん、そういう形での手続きを踏んで、まあ決めておりますのでね、そういう形で進めていけばいいと思うんですけども、まあ問題があれば、やっぱりそれは責任ある対応をしていかないと問題があるのをそのままにしてですね、進める事はできないだろうというふうに思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 16年の8月に技術小委員会の報告が出されて、その機種の選定もさ

れたんで、先ほど町長も言われたようにね、その時ですら、そのゴミ質とかゴミの量とか、全部そのメーカーにアンケートを取って、こういう事でどうですかっていう事を出して、その上で技術小委員会の報告がなされておるんですね。改めてこう仕様書を作る為とは、発注の仕様書を作る為とは、意見を聞く為ですからね、言いながら改めてこの技術小委員会を開催されるというのは、どういう事なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あ、当時ですね、16年に答申の8月に答申をいただいたと。その前に、1年間ぐらい掛けて、いろいろと協議をして検討をしていただいているわけです。で、あの、やはり当時の状況はですね、ダイオキシンの、ああいういろんな問題からですね、新しいそういうダイオキシンを減らす方式なり、対策としてガス化熔融路というような物も、これも決して全く新しい物ではないんですけども、採用された、そういう施設を採用していく自治体が多くなったわけですね。ただ、未だ当時においては、実際の実証炉としてですね、稼働している所というのは、非常にまあ、少なかったわけです。で、そういうなかで全国にね、1,000何ぼある炉の中で、現在でもガス化炉を使っている所というのは、数パーセントしかないんですね。まあ、だから新しい技術という形で、私達は捉えていたわけですけども、そういう中実際に、当時にすれば、その14年、15年、16年頃に造られた施設というのは、半分以上がガス化炉で、施工、造られているわけです。それを造られた実際に稼働して来た施設がですね、2年、3年、実際の運用をして行ってですね、まあ、メーカーからそれぞれアンケートを取り、その仕様書をもらった物と比較してですね、実際にメーカーが示して来た、その予定データですね、こういう性能であるというものが、そのように処理が中々できてない所も、完全にできている所もあるし、できていない所もあるというような事もデータ上出て来ているわけです。1つ一番大きいのは、そのゴミ質、まあガス化炉というのは、自分のゴミが持っているエネルギー、カロリーで、熔融して行く。自己熔融をするという事で、一番まあ、こう効率的であるという事が非常に特徴なんですけども、自己熔融する為にはですね、ゴミがやはり持っているカロリーというものが、それなりの安定したカロリーを持っていないと自己熔融していかないわけです。だから、それがそのゴミ質が1,600カロリーという事を基準にされているんですけども、それがこの資源化、プラスチックを取り除いたり紙を取り除いたりしていったってですね、実際ゴミの低質化という事もあるという事なんですけども、非常に助燃剤、燃料ですね、溶かす為に常に石油なり灯油なりガスなりで、その炉を暖めていかなきゃいけない。そういう事で、燃料が非常にたくさん使用している所も出て来ているというデータも入手しているわけです。そういう事で、実際に、今検討している、この組合の計画の中でね、その充分に、そういう性能が発揮できるような物ができるかどうかという事、そういう事も含めて検討すべきだろうと。それからストーカー炉とガス化熔融路という事で、両方の答申を得ているわけですけども、ストーカー炉においても新しい世代のストーカー炉というのも、その後出て来ているわけです。ですから決してガス化熔融路だけが、ダイオキシン対策とかね、そういう事に有効ではない。全ての、そのそういういろんな方式の中でね、充分に、それはクリアーできるという事の中でガス化熔融路という事に限定した形で進めていいかどうか、その辺の検証をしてくださいという事をお願いしているわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君）　　そういうふうになると、ストーカー炉のね、ストーカー炉を小委員会の時にでも、実証炉、今最も安定した技術がストーカー炉と言われて、言われて、その中で、2 つに絞られた中で、流動床ガス化熔融路に決められた。ストーカー炉も、その視の中に入れるというな答弁だと思うんで、そんなら、機種選定とか、もともと、やっぱり再検討するという事になるかと思うんですけれども、そのゴミ質の低下という事で言えばね、その技術小委員会の報告の中で 18 年 6 月に出された、その対策の中でバイオマス処理、メタン発酵する複合処理は有効であると。それは、またガス化熔融路とは別に、その提出ゴミについては、バイオマス処理をすると。そういうふうな事も考えて、その 2 本立ていとかね、その焼却熔融方式の、このバイオマスを付けた事によって影響がないという事も言われてますから、そのバイオマス処理も考えた上での、その方式という事ですかね。あんまり助燃材を入れなくてもね、また別のバイオマス処理施設を造るんであれば、助燃材も、さほど要りませんから、そういう事も考えた上での、全体を含めた上での、方針の検討という事でしょうか。

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　いろんな方式があり、ゴミもですね、その焼却するだけじゃなくてバイオマス処理という方式もあります。ただ、そこまでですね、1 からと言いますか、最初から戻って検討をしていただくという事ではありません。バイオマス処理については、それぞれ、その当時検討してですね、やはりコストの問題それと汚水の非常にまあ、水が、汚水が出るという、その処理の問題、そういう事です。バイオマスについては、規模から見てもですね、それ程大きくないという事で採用しないという事を、その当時決定しておりますのでね、はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　残り 5 分であります。金谷英志。

6 番（金谷英志君）　　メーカーについてはね、その入札についてですけど、国内メーカーの、そのゴミ処理焼却施設のメーカーというのは、21 社。その中でガス化熔融炉の流動床式ガス化熔融炉の方式は 13 社です。その中である程度一番いいのは、その一般競争入札と言われますけどね。一般の公共事業なんかやったら、一般競争入札ですけど、13 社言うたら、もう一般競争入札とは言えません。もう指定したみたいなものですから、この 13 社しか、もうやれないんですね。特に技術小委員会の中で、アンケート取ったのは、その 4 方式の内各 2 社ですから、ある程度 2 社に限られて来るような感じもするんですね。その先日の新田議員の質問の中で、どんだけ技術持とうメーカーがやるんかというのは、分からないと町長言われましたけれども、高い技術は持ってない。どの業者が高い技術かどうかは分からないにしてもね、メーカーというのは、13 社でも、全国でも国内業者は限られてきますから、この入札の時に、そのある程度、総合方式の入札をされるという事でしょうかね。

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　あの、確かにそういう技術的にもですね、そのメーカーが限られて

来ると。特に実績のある業者メーカーという事になりますとですね、13社の内また既に絞られてですね、7社ぐらいになってきます。その内やはり、その大部分を占めれる業者というのは、もう本当に1、2社になって来るわけです。それだけ、まあ非常にまあ、処理方式を先に決定をすると、その中々そのメーカー自体が限られて来るという、そういう点もあるわけです。ですからまあ、決してゴミの処理等につきましてはですね、方式がどうという事ではなくって、きちっとそのゴミを安全に処理ができるという事、その性能を、きちっと発揮できると、性能ある物を造るという事です。ですから、やはり仕様書につきましてはですね、総合的にですね、性能仕様書という形で、これだけのゴミをこういうレベルで処理してくださいと。その方式を、その提案をしてくださいという形でね、やっぱり入札をして行く、処理を決定して行くという事が、一番正しいんではないか。いいんじゃないかというふうに思っております。

だから、競争性も、やっぱり確保しなきゃいけないという点も考慮に入れております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、評価する上で総合評価型入札についてね、誰がその評価する最終的な条件を決めるのは誰か言うたら、やっぱり自治体の長なんです。この場合は、組合の長で管理者である町長だと思うんですけども、その評価の基準をどうやって決めるか。やっぱり力量をその職員が高めて行かなければ、その評価も中々難しい。メーカーの言いなりになったもんじゃ、その職員のね、力量高めて行く為にどういうふうな方式を考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 職員だけではですね、中々それだけのですね、対応はできません。だから、職員もそれぞれ研修に行ったり、いろんな施設を視察したりもしておりますし、ただ、それを応援していただくね、支援していただく体制を作っております。それは、第三者機関、第三者としてですね、公正にこちら発注者側に立ってきちっと経験を持って支援をしていただくと、それは1つは、技術委員会の検討の先生方これも、そういう立場でありますけども、また組合の中にですね、そういうその職員をお願いをして、今度技術支援をしていただくという体制を作って行きたい。そういう形で進めております。

議長（西岡 正君） はい。

6番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。
続いて、21番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21番（鍋島裕文君） 失礼します。21番、日本共産党の鍋島です。
私は、まず昨日13日から各家庭に納税通知書が郵送されている住民税の増税問題につ

いて質問をいたします。国の税金である所得税の一部を地方税に移すという税源移譲、具体的には、所得税の税率を下げ住民税所得割の税率を上げる事で、地方に約3兆円の税金が移るようにする事ではありますが、今回の増税問題は、この税源移譲だけに目を奪われていると所得税と住民税を差し引きすると納税者の負担は変わらないとの錯覚を起す問題があります。勿論、所得税が非課税で住民税の所得割課税者は、この差引の恩恵を受ける事は無く、住民税倍増の負担がかかる恐れがあります。ただこの点については、広報さよう6月号では、翌年度一部還付請求ができる旨の報道がありますが、どの程度の返還なのか。また必ず個人が申告しなければならないなど、いろんな不明確な点があります。今回の増税問題の増税の最大の要因は、定率減税が廃止された事であります。これは、所得税で1兆3,000億円。住民税で4,000億円。合計1兆7,000億円もの増税であり住民税所得割課税者の全員に負担増となるものであります。そこで、この税制改革による本町への影響と町民への負担軽減を求めて伺います。

第(1)点目に、本町の実態はどうなっているのかであります。

その、 昨年、の住民税平均額と本年分はいくらか。

その、 所得税非課税者で住民税所得割が課税される人は何人か。

その、 昨年、の老年者非課税措置の廃止により経過措置が適用されている人は何人か。

第(2)点目に、町民負担を少しでも軽減するよう努力すべき事を求めて伺います。

その、 現行の負担軽減の為の制度を町民に周知すべきだがどうか。

その、 介護保険の要介護認定者に発行されている障害者控除用認定証で、障害者の住民税非課税措置、年金所得125万以下であります、の適用は可能かを伺います。

また、この障害者控除用認定証についてありますが、この認定証が発行されるのは、要介護認定の何ランク以上か、その対象者数と認定書発行数はどうなっているのか。

更に認定証対象でありながら、手続きがされていない為、住民税が課税されているのは何人か。そして、認定書を受けている人の中で住民税非課税者は何人か。

第 点目として、定率減税廃止による町民への影響は大きなものがあります。町長は、国にその中止を要望して行くべきだと思いますが、どうでしょうか。この見解を伺います。

次に、財政問題について、中でも4町合併財政支援の目玉とされ合併協議会で、その内容が確認された合併特例債の活用状況と今後の方針について質問いたします。

合併特例債の本町起債可能額は115億円と確認されているわけであり、勿論いくら借金が可能だと言っても無駄な事業等への借金は論外であります、必要な事業なかでも、起債条件的にも可能とされ合併協で確認されている事業に対し、本町にとって、最も有利な起債である合併特例債を充当していく事は、極めて当然なされる事だと考えるわけであり、しかし、合併後に取り組みされた事業の起債が、必ずしもそうならない実態があるように思われるので、その点について伺います。

第(1)点目として、合併特例債と過疎債の充当率について、それぞれいくらか。

第(2)点目、町財政上最も有利な起債は合併特例債であるが、合併後の同特例債の活用内容と総額は、ソフト事業の合併振興基金造成20億7,100万円を除くといくらになるのか。

第(3)点目、同特例債の活用で財政運営を安定させなければならないのは明白であります。可能ならば起債のほとんどを、勿論起債条件があるのは承知していますが、合併特例債を活用すべきとの観点から伺います。

その、 例えば、「平谷橋整備事業」は過疎債が充当されましたが、もし同特例債が充当されていたら町費負担は全体として、どれだけ節約されていたのか。この事業は国の補助事業でありましたが、同特例債は、いわゆる「ウラ負担」にも充ててよいとされています。

その、 ではなぜ、この事業に同特例債を充当できなかったのか。同特例債は、新町建設計画に基づく事業でも起債を認められないことがあるのか。

その 、この間、同特例債を充当できるとされている新町建設計画に基づく事業で過疎債等を充当した事業を明らかにされたい。

その 、同特例債の起債可能額は 10 年間で 115 億円であることからして、今後の起債は、過疎債より同特例債活用を優先すべきだがどうか。

その として、これは確認であります。情報通信基盤整備事業債は、同特例債が充てられるのか。その充当額を明確にされたい。

最後に、福祉行政の諸問題について質問いたします。

第(1)点目として、乳幼児医療費一部負担金の償還払いを「窓口 0 割負担」にすべきことを求めます。本町は、就学前の子どもの医療費自己負担を無料にしているわけですが、県の制度との関係で一部窓口払いをして後日の手続きで還付されており、無料制度の本来の趣旨からしても「窓口 0 割負担」にすべきであります。その間、私は、当局にその検討を求めて来たわけですが、できないというのが、当局の回答でありました。ところが同じ兵庫県内の神崎郡福崎町は、「窓口 0 割負担」を実施しています。福崎町でできて、なぜ本町でできないのか。その理由を明らかにすると共に再検討を求めます。

第(2)点目に、就学援助制度を受給しやすいものに改善する事を求めて質問します。他の自治体では、受給資格を「生活保護基準の 1.2 倍」などの基準を定め制度の活用をはかっていることを 3 月議会で指摘し、当局は「検討する」旨の答弁をしているわけですが、どう検討されたのかについて、伺います。

その 、本町の子どもの援助率はいくら。県下の自治体の状況はどうなっているのか。

その 、「保護基準の 1.2 倍」など基準を明確にすべきではないか。

その 、基準に合致すれば、「民生委員の意見」を必須要件にすべきではないか、どうか。

第(3)点目として、久崎老人福祉センター 2 階トイレの長期間使用禁止問題について伺います。これは、単に 1 福祉施設のトイレ修繕という問題というよりも、当局の福祉施設に対する姿勢の問題として伺います。

その 、同センター 2 階トイレが半年余り使用できず、町民から苦情が出ております。早急に対処すべきではないか。

その 、その現状は、福祉施設に対する当局の姿勢としては問題だと思います。なぜ、長期間対処しなかったのか。この明確な見解を伺います。以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、鍋島議員からたくさんのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、内容が非常にたくさんでありますので、ちょっと時間が掛かりますが、よろしくお願いします。

まず、住民税への対応についてという事でございますが、国から地方への税源移譲による平成 19 年度町県民税額については、行政報告で申し上げたとおりでございます。お尋ねの平均額につきましては、平成 19 年度の町県民税の所得割納税者の一人当たり平均額は 14 万 9,442 円となります。平成 18 年度の同平均額は 9 万 7,382 円であることから前年度から 5 万 2,060 円の増額、前年対比 53.5 パーセントの増となっております。また、定率減税の廃止により、前年対比一人当たり 5,294 円の増額となっています。次に、税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置に関して、所得税非課税者で町県民税が課税される人は何人かというお尋ねと理解をいたします。税源移譲による制度改正は、平成 19 年

分所得税と平成 18 年中の所得に対して課税される平成 19 年度町県民税から適用されます。このため、平成 18 年中には所得があったが平成 19 年の所得がなくなってしまう方については、税源移譲において平成 19 年度町県民税が増額したのかかわらず、平成 19 年度所得税の減額を受けないことになります。このような平成 18 年中の所得と平成 19 年中の所得との変動に伴う負担増を調整するために、経過措置が設けられております。この経過措置は、平成 20 年 7 月 1 日から同月 31 日の間に平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村に申告することで適用されますが、現時点では詳細は未定であります。また、平成 18 年中の所得と平成 19 年中の所得との変動に伴う負担増を調整するために、経過措置の申告できる対象者は、平成 20 年 2 月から 3 月の平成 19 年中の所得税の確定申告によらなければ分かりません。この経過措置については、詳細な取扱いを把握のうえ、適期に適切な申告の指導を行ってまいります。次に、老年者非課税措置の廃止により平成 18 年度本税の 3 分の 1、平成 19 年度 3 分の 2 とする経過措置の該当者及び税額につきましては、平成 18 年度は納税者 784 人、税額 189 万円。平成 19 年度は 781 人、税額 531 万円となり、342 万円の増額、一人当たり平均 4,384 円の増額となっております。次の町民負担を少しでも軽減するよう努力すべきとのお尋ねにつきましては、所得税や町県民税の申告納税は、納税の義務に基づく公正公平な申告納税の確立を図るために、申告相談・申告指導をするものであり、納税者の負担をより重くするために、或いは、より負担を軽減するためにするものでは、当然ありません。現行の負担軽減のための制度を町民に周知すべきだが、どうかとのお尋ねにつきましては、定率減税の縮減や廃止、老年者の非課税措置の廃止の経過措置など主な税制改正につき確定申告の際に納税者に個別説明を行っておりますので、廃止される制度までを説明する必要はないものと考えております。また、介護保険の要介護認定者に発行されている障害者控除用認定証で所得 125 万円以下の障害者の住民税非課税適用は可能かのお尋ねにつきましては、合計所得金額が 125 万円以下の障害者は、非課税となります。障害者の範囲は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方。65 歳以上の方で精神や身体の障害の程度が傷病者に準ずるものとして町長の認定を受けている方などが対象になり、平成 19 年度の町県民税申告状況は、障害者の申告は特別障害 382 人、普通障害 424 人、合計 806 人、内非課税者 638 人、課税者 168 人の内訳となっております。次に、障害者控除用認定証について、障害者控除対象者認定書の発行は、要介護認定の何ランク以上かとのご質問でございますが、対象者については、身体障害者及び知的障害者の認定基準に準じて認定しておりますので、要支援・要介護認定者であっても障害者控除対象者に該当しないケースもございます。身体障害者に準ずるものでは、障害高齢者の日常生活自立度ランク A・B、準寝たきりの方以上が普通障害、ランク C は、常時寝たきりで排泄・食事・着替えに介護を要する方が特別障害となっております。また、知的障害者に準ずるものでは、認知症高齢者の日常生活自立度、ランク は、自立で対象外、ランク は、だれかが注意していれば何とか自立できる方が普通障害、ランク は、日常生活で介護を要する方以上が特別障害となっております。認定書の発行については、対象となる方については、あらかじめ申請のご案内を申しあげておりますが、要支援・要介護認定者数 1,049 人中 624 人、その内認定書の発行をいたしましたのが 431 人でございます。次の、認定証対象でありながら、手続きがなされていないため住民税が課税されているのは何人かのお尋ねにつきましては、町県民税の申告における障害者は、先ほど述べましたとおりで、申請を行わず認定されていない方は、申請時において障害者に該当することを申告されないのが対象者を把握することができません。次の、認定証を受けている人の内、住民税非課税者は何人かのお尋ねにつきましては、平成 19 年度町県民税の申告により、障害者で非課税者は 638 人ですが、障害原因毎の非課税者を把握することはできません。

従って、お尋ねの認定証を受けている人の内、住民税非課税者の人数は把握することはできません。次に、定率減税の「中止」を国に要望すべきではないかとお尋ねにつきまして、地方公共団体の長は、租税法主義のもとに地方税法による賦課徴収の執行権を有するものであり、国に対して現行法令で定められた定率減税の廃止について、中止を要望する立場ではございません。次に、財政問題について合併特例債と過疎債の充当率でございますが、合併特例債は 95 パーセントで過疎債は 100 パーセントと定められております。ただし、過疎債につきましては過充当の防止、起債資金の有効活用等の観点から兵庫県では 90 パーセント充当の運用形態が従前から続いておりました。しかし、平成 17 年度以降、過疎債の充当率は規定通り 100 パーセントとなっているのが現状でございます。また交付税への算入率につきましては、どちらも元利償還金の 70 パーセントであり、この点については同条件であると言えます。

2 点目の合併特例債の活用内容と総額はいくらかということでございますが、平成 17 年度は合併直後に防災行政無線の統合整備事業に 4,950 万円、平成 18 年度は、合併振興基金造成分を除き久崎小学校体育館などの学校施設整備事業及び高度情報通信網整備事業に 4 億 8,700 万円、この 2 年間の実績合計が 5 億 3,650 万円となります。平成 19 年度につきましては、上月小学校体育館などの学校施設整備事業、高度情報通信網整備事業、姫新線高速化事業また道路改良事業で 10 億 9,000 万円余りの起債を予算計上しているところでございます。

次に、3 点目の平谷橋整備事業の事業費内訳を申し上げます。起債対象となる総事業費が 2 億 200 万円で、これに国庫支出金 1 億 1,110 万円が国庫支出金を受けておりますので差し引き 9,090 万円に起債を充てるということとなります。まず、実績としての過疎債の場合ですが、100 パーセント充当ではございますが、事業が 2 年度にわたり 2 箇年に亘り各年度で 10 万円未満の端数が生じるため起債額は 9,080 万円となり、一般財源は 10 万円となります。仮に、合併特例債を充当した場合には、充当率 95 パーセントで起債額は 8,630 万円、一般財源は 460 万円となり町費の持ち出しは 450 万円増加するという結果になりますので、過疎債の方が有利になるというふうに思います。次に、合併特例債を借りる要件ではありますが、当然新町建設計画に基づく事業でなければならないわけではありますが、それにも増して求められるのが合併との関連性つまり合併によってなぜ必要になった事業であるのかということが肝要であります。平谷橋の事業は、合併前の旧上月町で平成 17 年度以降の過疎対策事業として頭出しをしたものであり、合併によって必要な事業とは言い難く、旧上月町の継続事業として実施したわけでございます。次に、合併以後過疎債を充当し、あるいは充当予定の事業でございますが、平谷橋整備事業と同様旧町の継続事業を除きますと道路改良事業、消防署の消防ポンプ自動車整備事業また平福町並み整備事業の 3 事業のみであります。これ間違っただけで読みました。次に、合併以後過疎債を充当した事業ですね。過疎債を充当した事業は、今、申し上げたとおりであります。このうち、消防ポンプ自動車と平福町並み整備につきましては、合併との関連性が薄く合併特例債を借りることはできませんでした。道路改良事業につきましては、過疎債は道路の幅員などの要件をクリアしなければなりません、合併特例債は「合併によって道路整備状況が異なる地域を平準化する」という目的であれば、ほぼ認められると考えております。合併特例債と過疎債を比較した場合大きく条件が異なる点は借入利率でございます。利率は、それぞれの償還年数に大きく左右されるわけですが、過疎債は償還年数が 12 年、合併特例債は原則 15 年であります。一般的に、償還年数が短い方が借入利率が低くなるわけでありまして、直近のデータから見ましても過疎債が 1.6 パーセント、合併特例債が 1.68 パーセントで、わずかでございますが差が出ております。現状では、過疎債の方が総合してみても若干有利だというふうに感じております。しかし、長い目で見れば合併特例債も過疎債

も財政的に、それほど大きな差が出るとは思いませんし、佐用町は「過疎対策事業」と「合併特例事業」の両方を実施する前提で、それぞれに必要な計画を策定しているわけでありますので、いずれかに傾倒するわけにはまいりません。「過疎計画」なり「新町建設計画」に沿って、財政上最も有利と考える方法で今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

最後に、情報通信基盤整備事業債についてでございますが、この事業は当初見込みにより国庫補助金も増額をしていただきましたし、事業費そのものも安く契約をできております。平成 18、19 年度 2 箇年で合併特例債を総額約 7 億 2,000 万余りを充当する予定でございます。未だ工事が確定しておりませんので、最終確定ではございません。

次に、乳幼児医療費につきましては、本年 4 月から兵庫県の制度が改正され小学 3 年生までと拡充され、これに合わせて佐用町では更に町単独で小学校 6 年生までを一部負担金を除く助成する制度をスタートさせたところでございます。ご質問の就学前の子どもに対する窓口払いを完全無料化する制度につきましては、3 月の改正時も十分検討をさせていただきましたが、どうしても県の制度との整合性において、町が負担しなくてもよいものまで負担しなければならない状況が発生するため、保護者の皆さんには、お手間をかけていただくこととなりますが、一旦医療機関窓口で一部負担金を支払っていただき、後日町に領収書をもって来ていただいて、請求いただくことにより完全無料化をしております。具体的な例を申しますと、一人の乳児が同じ月に 5 回医療機関にかかり、毎回窓口での一部負担金が 300 円だと仮定しますと、実際の町の負担額は 2 回分の 600 円となりますが、個人ごとにまとめられた月間レセプト請求のために、一部負担金の上限 700 円の 2 回分で 1400 円となり、この差額 800 円は本来県の負担額であります町が支払わなければならない事となります。このような通常病院の通院治療だけでは限られておりますが、医療機関として調剤薬局の取り扱いも同じとなりますので相当数の件数が予想されます。福崎町の取り扱いについて確認をさせていただきましたが、やはり同様の取り扱いしかできず、町がその差額分を負担するという事で、窓口での無料化を実施されているのが現状のようでございます。厳しい財政状況のなかで、本来制度的に県負担であるものを、あえて町が負担する必要性などがあるかどうか、総合的に考慮した結果、保護者の皆さんに、ある程度の不便性をかけることとなりますが本町では、この償還払いの方法が最適であるというふうに判断をいたしております。

次のご質問の、久崎の老人福祉センターのトイレの件でございます。合併前から旧上月町の社会福祉協議会の事務所としてまた上月地域のサービスに利用しており、昨年 9 月から指定管理者制度のもとに社会福祉協議会で管理運営をお願いしているところでございます。しかしながら設置者が町であることから、大規模修繕等の必要性が出てきた場合は、設置者の責任において、それに対処する事として今年度当初予算において空調設備の改修、屋根全体の雨漏りの修繕合わせて 2 階にありますトイレの水漏れ対策も改修する為の予算を計上しております。今回ご指摘の 2 階トイレの水漏れ対策につきましては、昨年の冬から原因が判明せずそのままになっていたという事ではありますが、何回となく業者に点検をしてもらいましたが、明確な原因が判明せず床面全体のタイルを撤去して、配管を取替えることとして準備を進めております。この水漏れは 1 階部分のサービス事務所の天井から照明器具を伝い机の上にトイレの水が漏れるというような状況から、緊急対応的な処置として使用を禁止していたという事でもあります。改修が急がれることから空調設備と合わせて、近々にトイレの修繕を行いたいというふうに考えております。町といたしましても、こういう皆さんが使っていただく福祉施設なり、いろいろな公共施設につきましてはですね、緊急的なものについては、素早く対応していくという事で取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、長くなりましたが、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君「就学援助は」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ああ、もう１点、教育長の方から答弁をしていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。就学援助制度につきまして、お答えさせていただきます。

まず、本町の援助率についてお答します。小中合わせまして 3.5 パーセントとなっております。県下の自治体につきましては、充分把握しておりませんが、近隣では、たつの市が 3.6 パーセント。宍粟市は 6.3 パーセント。上郡町は 4.9 パーセント。赤穂市が 9.3 パーセント。相生市は 6.8 パーセントとなっております。

つ目に、法基準の 1.2 倍など基準を明確にすべきではないかというご質問であります。本町は、現在 1.3 パーセントとしております。

つ目に基準に合致すれば、民生委員の意見を必須要件にすべきではないかというご質問であります。民生委員の意見は客観的な立場から申請者の家庭状況を知る為にですね、必要との認識をしております。また認定された場合、その後の家庭状況を把握する上からも民生委員が申請者との係わりを持って、家庭状況を知っていただくという事は、公正適正な就学援助を行っていく上からも必要であると考えております。以上の事を踏まえながら 3 月議会以降検討を行って来ましたが、従来の方針に基づいて、公平適正な就学援助を今後も行って行きたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、住民税の関係の再質問、もう時間がないので行います。簡単に行います。まず昨年と比べてどのくらい増えてるかという事で、一番増える方は、昨年度まで非課税であった人が、今回 2 倍になるという事でそれが 1 つ。そして税率変更で 2 倍ですから 4 倍になるという方が、まずあります。今の数字ではね、4 倍ではなくて金額的には 3 点何倍というふうに報告ありましたけれども、かなりね増税になる実態は、これで出て来ております。平均でも 5 割増しですから。それで、もしもつかんであったらでありますけれども、今の試算で昨年に比べて 4 倍以上になる人は、どのくらいおさえてあるのか、どのくらいでおさえてあるのか。これが 1 点。

それから 2 点目に、最も重大な点でありますけれども、この増税問題の認識の問題です。これを、どのように認識されているのか。確かに税源移譲によって基本的には差引かわらない。一般的に言われているのはね。しかし 1 兆 7,000 億円の定率減税分は、もろにそのまま増税、これが一般的な見方であります。ただ、最近明らかになってきておりますのは、この税源移譲による差引についてもね、1 つは、これは昨日の衆議院の財務金融委員会、ここで我が党の佐々木議員が正したわけでありまして、総務省の岡崎という審議官が答弁しているのはね、極端に昨年度より今年収入が減った場合には、この方らはね、この税源移譲の恩恵どころか、税源移譲だけで最高 10 万円近くの増税になります。当たり前

ですね。それは、なぜか言いますと住民税というのは、昨年度収入の多かった所得に対して掛かりますから、今年掛かるのは、所得の少なくなった額が所得税で掛かります。そういう関係から総務省の試算では、約 10 万円近くの増税になる方が、全国的には数百万人というふうに言われているのが、昨日の衆議院の委員会での総務省答弁でありました。それをまず踏まえて聞いていただきたいのは、それで確認したいんですけども、そういった事情を踏まえてこの増税は、差引プラマイ増税ではありませんというような事は、とても言えない。もろに定率減税分は、そのまま増税となる。現に町長は、定率減税分 5,294 円 1 人当たり増税になるという、今報告してますのでね。この事実を見た場合に、定率減税分が町民にもろに増税になる。この点の確認はよろしいでしょうか。ここ確認しないと、次の質問できないんでね、その答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 数字から見ても、それ当然この結果的に増税という形になっているというふうに見ています。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 4 倍か分からんか。さっきの税務課長。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 先ほど、ご説明さしていただき、あのしましたように、平均値での数値は把握できますが、個々に何倍になったかという事については、本町の今のデータ処理上においては、把握する事ができません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、時間がないんでね。じゃあ、確認します。それで問題は何かと言いますとね、この町の周知の案内が町民に誤解を与える内容という問題であります。まず、これ連絡会でも確認しましたけれど、ここに佐用の 6 月号の広報があります。これはね、いくらかいいんですよ。それでもこうなっているんです。税負担は増えるのっという質問をしてね、まず出て来ているのは、ご安心ください。基本的には変わりません。ただし住民税だけで、えー、なお定率減税が廃止される為、その分は負担増となります。ここまで書いてるんですね。書いているんだけど、まず来てるのはね、ご安心くださいなんですよ。増税になるのにね。そうでしょ。町長も増税だと確認したんだから。増税になってご安心くださいはないですよ。本来なら申し訳ございません。ねっ、まあ、その通り書くかどうかは別ですよ。そう書くのが本来ですよ。それがご安心くださいという事で、これは意図的に書いておりますと見ざるを得ない。増税になるのにね。その点で、これを今から訂正せよと言ってるんじゃないんです。当局の姿勢の問題として、そのあたりは問題じゃないかという事での質問なんです。それで、もう 1 つは、今日朝にも放送あり

ましたね。これ何もアナウンサーが悪いんじゃないんです。アナウンサーの原稿が問題なんです。もっと悪いんですよ。定率減税廃止されたのに、その分は負担増になりますなんて、こんな丁寧な放送じゃないんです。聞いてくださいよ。差引変わりませんと言っておいてね、どう放送しているかと言いますと、なお定率減税廃止等でね、住民税に変動を来たす事があります。いいですか。変動を来たす事があります。嘘を言ってるつもりはないんですよ。変動を来たすんだから。ねっ、やっぱり明確に定率減税廃止分で、申し訳ないが、増税になるという事をね、言わないと実際としては、税源移譲で住民税は増税にならないというようなね、誤解を与えると、こういう問題が広報や放送で、今問題になっております。問題としてあります。それで、言いたいのは、これだったら、問題だと思えますがどうでしょうか。

それから、2点目に、放送については、今後もされるでしょうから、早急にアナウンサー原稿を変更すると。改正するという事が必要だと思いますけども、どうでしょうか。

その2点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 広報で書いた、ご安心くださいというのは、元々ですね、大きくその所得税の定率減税によって変わるという税法がね、その事を、まず言うてゐるんであって、決して、その今お話のように書いてるようですね、定率減税については、増税になりますという事で、説明をしておりますので、その点については、ご理解をいただけるものと思っております。その放送の内容につきましては、税務課長どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

税務課長（上谷正俊君） 放送の内容につきまして、ご指摘のように定率減税でありますとか、所得の変動、前年との所得の変動によって、変動するという事をですね、お知らせをさしていただいておりますのでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） やっぱり変動っていうのはおかしいからね、やっぱり増税っていう形で、再検討をお願いします。それで一番聞きたいのは、そんな事じゃないんです。一番聞きたいのはね、これだけ増税の中で、町としてやる事はないのかという問題ですね。つまり新たに制度を作るというのは、難しいのであれば、現在ある軽減制度ね、これをフルに活用して現行の制度ですよ、フルに活用して、町民の負担の軽減につとめるという、この姿勢が今当局に一番求められているんじゃないか、このように考えるんですけれども、現行制度をフルに使って、軽減、住民の負担を軽減するという、この事については、どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 恐縮ですけど、具体的に、どういう事を、今お尋ねになっとんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと1つはね、佐用町には、町税減免の基準に関する規定というのがあるんですね。これは勿論生活保護云々とか、それから、当然一番問題になるのは、昨年に比べて、転職、失業、事業不振等でね、極端に収入が落ちた方には、そのように、住民税の所得割を減税しますと。減額しますというような規定なんです。これは、佐用町がね、これをね、まず周知する事が1つ。これは現行の制度ですから。それが1つ。それから2つ目には、次に言いますけども、障害者認定控除の、この扱いですね、これをきちっとやっていただきたいというふうに思うんですけど、まず、こういった規定があるという事をね、町民にこれこそ知らせる、周知する、それが大事だというふうに思いますけれども、この点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 周知と申しますよりも、今現在ですね、これまでも議員連絡会でもご説明申し上げましたように納税相談等におきまして、個々の納税者の生活実態をお聞きしたりする中でですね、例えば分納が必要である方とか、あるいは、先ほどお尋ねのようにですね、減免が必要な方そういう方については、個別に対応をさせていただくという事で納税相談を進めてまいりたいとしておるところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 納税相談等そういう広報等それこそ放送でね、こういった制度がありますよという事は、やぶさかじゃないんじゃないんですか。是非やるべきだと思いますけども、その点の答弁、また後でしてください。それから障害者の認定の問題ですね、これ大きいんです。障害者の認定というのはね、で、125 万円以下でいわゆる身体障害者手帳じゃないんです。税法上、町長が障害者に準ずると認めた場合には、非課税とできるという事になっている、この問題です。だから従来だったら、年金収入でいろいろ引いたとしても、5 万円程掛かる住民税がね、これを適用すれば、非課税になるという点がありますので、これは是非きちっとやっていただきたいと思います。それで、何をやっていただきたいか。それは、介護保険の関係で現在 624 人の方が、この認定の対象者という事になっております。しかし、実際手続きされたのは 427 人ですね。提出されているのは、それで伺いたいのは、この 200 人の人ら、これは、ちゃんときちっとこれは健康課は掴んでおります。200 人の方にきちっと手続きすれば、こういう非課税の制度がありますっていう事を、まず徹底する事。それから2つ目に、手続きされている 427 人の方が、これを町税で言えば町税条例の 24 条ですね、24 条の規定どおりに対応されているのかどうか。そのあたりを是非検討していただきたいんですけども、その2点いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 介護保険の関係に関しましては、該当される方全員に通知させていただいております。それで、今言われました 190 何名ですかそれが、申請されないのは、非課税の方が必要ない方やと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、必要な方かも分かんのでね、そのあたりを徹底していただきたいという事に思います。

〔町長「やっただろ、それ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 徹底して、現在もやっております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、その 427 人の方が、この町税条例 24 条の適用になっどうかどうか、この点の確認はできませんか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ご承知のとおり税制度上におきましては、申告におきまして障害者は普通障害か特別障害という事で把握をしてまいりますので、その障害原因までは、詳細な把握までいたしませんので、そういう内容については、把握する事はできません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 把握する事ができないんじゃないかと、やる気がないって事でしょ。だって健康課は、きっちり名前でおさえとんですよ。427 人ね。名簿でおさえとってますよ。だから税務課として連携とってね、この 427 人の方はどうなのかという事は、これはやろうと思えばできる事じゃないですか。そのあたりどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 所得税なり町県民税につきましてはですね、申告納税制度になっておりますので、申告に基づいてですね、納税をしていただくというた、建て前な制度でござ

ざいますので、今お尋ねの点までは、行政は対処すべきものではないというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その点ではね、やっぱり。この増税の中でね、精一杯町民の負担を軽減する姿勢に、やっぱり弱いと言わざるを得ないですね。やろうと思えばできるのに、そういう建て前でやらないという事でありますから、その点は、是非反省すべきじゃないかというふうに思うんですけども、それに対する町長の答弁と。それから、国に対しては、法律の関係で言えないという事でありますけども、町民のそういった生活を守る立場からね、このような定率減税っていうのは、やっぱりおかしいというような町長会や全国的な組織の中でね、町長として発言していくべきじゃないか。ぶっちゃけた話、この定率減税っていうのは、平成 11 年から恒久的減税っていう形で出されて来たものですね。その時は 2 つあって、第 1 級の法人減税と大金持ち、金持ち所得税の最高税率の引き下げ、この柱とこの定率減税の廃止と、この 2 本の柱でやってきて、今回この大企業大金持ちの方は、そのまま置いておいてね、この一番庶民に関係のある定率減税だけを廃止したというのが、今回の措置ですから、これ非常に政治的な問題と言え、政治的な問題だけど、町民生活を守るという立場からすればね、やっぱり、これは具合悪いと、定率減税の廃止は。そういった事を意見として、あげていくつもりはないか。これ 2 点伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この税制度というものは、国の方ですね、いろいろと協議をされて審議をしてですね、その機関によって決定をされております。まあ、佐用町だけがね、こうしてくださいという事ができるものではないわけです。ですから、そういう決めるまでのですね、いろんな意見とか、そういう、その要望とかというものは、当然してかなきゃいけないわけですけども、佐用町も国の中の 1 つの町であります。そういうなかで、一応ひとつ制度のなかできちっと決定をされたもの。それを執行をしていくという事が、首長に与えられた執行権という形になってきますのでね、佐用町だけで、それをその国に、この事に異議を申し立ててですね、対処するという事は、難しいと思います。ただ、そういう問題が、町民生活にかなり負担になっているというような意見、これは国民の意見ですから、そういう事を、そういう町村会とか皆さんの会合、場があれば、そういう気持ちを持って、そういう発言はしていくべきだろうと思いますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう時間ないんで、財政問題について伺います。

この問題では、当初の内容が違うのでね、過疎債が元々過疎債っていうのは、100 パーセントだったんだけど、旧町時代から 90 パーセント、場合によっては、88 パーセント程に充当していたという経過あったんで確認したんですが、平成 17 年度から 100 パーセント充当という事であれば、これはもう、今後も引き続き 100 パーセント充当というふうに

考えているのかというのが1点。それから2点目に、それでは、最も有利なのは過疎債という事になります。佐用町にとってね。それでは平成19年度に道路改良、道路改良でね、5、6路線だったと思いますけども、合併特例債適用の道路改良が19年度に予定されております。これは、どうしても、それだったら合併特例債しなきゃいけないのかどうか。最も有利な過疎債に代える事ができないのかどうか。そのあたりの見解伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あ、まあ過疎地域に指定をされておりますけども、この過疎債も時限立法で、後まあ4年で終わるわけです。それで、あの、その中で、過疎債の方も予算額、過疎債の総額というものがあるわけです。ですからその枠の中でね、やっぱりどちらもやっておりますので、それぞれまあ、これまでの計画に基づいて申請をしていくという形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、最後に福祉の問題で再質問いたします。

乳幼児医療費の償還払いで、今町長、報告ありましたけども、一番の壁は、やはり町費の持ち出しが増えるという事ですけれども、これが現状としてどれくらい増えるのか。このあたりを計算されているのかどうかの確認です。それから、その町費の持ち出し具合によってはね、つまり若いお母さん方が、子どもを持つ親がですね、病院にかかるのに、就学前の子ども達が病院にかかるのに、とりあえず1円も払わずに、お金を持たずにね行けるというのは、もの凄く大きな安心なんですね。大きな安心なんです。子育て支援上はね。その点では、これはやっぱり、是非くみ取るべき内容じゃないか。で、その持ち出しがね、いってしれたものであればね、やっぱり、その持ち出しも考えながら、当然福崎町らと手を組んで、県に当然持つべきだという意見を挙げていく。こういった立場で考えられないかというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 議員ご指摘の、いわゆる町の持ち出し分、いわゆる県のリール分との差額については、今現在国保連合会の方から、月間1枚のレセプトで、通算、個人毎にまとめられたものしか、送って参りませんので、詳細な金額については、よう弾き出しておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。もう1点。

21 番（鍋島裕文君） 詳細なん、おおよそどれくらいになるん。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ええっとですね、ちょっと申し訳ないんですが、ちょっとおおよその金額、今の総額とか、そのへんは分かるんですが、その分の差額が、おおよそというのは、ちょっと掴みかねております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） これは、一番重大な点なんでね、つまり福崎町にできないのは、県分も町費から持ち出しになるというのが、一番の理由というふうにあげておるわけですから、それが、どのくらいになるかという事は、早急にチェックしてね、その金額の内容によっては、その大きな安心を、町民の補償するという立場から、その窓口払いをなくしていく、このように考えていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目に就学援助の関係で伺います。これも、ちょっと考え方を一致しないと議論できないんですけども、就学援助というのは、どういう制度と考えておられるのか、この点に対して見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 義務教育が充分受けられる為の援助と、そのように考えてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあね、一応、法的な関係から言いますと、憲法でね、義務教育は無償という事になっているんですね。憲法はね。で、それで本来義務教育は無償だけれども、それを全てやるとしたら、予算上にもの凄く限界があるという事で、非常に困窮者とか、困っておられる方、そういった方を、まず対象にして義務教育無償のね、憲法の精神を制度として活かしていこうというのが、これがまあ、今までの主旨であります。そういった問題として、それを見ない限り単なる困窮者への救済措置、貧窮対策というのはね、救済対策、そのように見た場合には、中々十分な適用ができないというふうに思うんです。それで、伺います、まず援助率の関係でありますけども、本町は、3 点数パーセント、私、赤穂市の教育委員会へ直接確認しました。今 9 点何パーセント言われたのは、ちょっと数字が違うんですけども、赤穂市は、小学校で、13.2 パーセント、これは担当者に確認した数字であります。一昨日ですね。で、つまり、佐用町は 100 人の内 3 人そこの援助。赤穂市では、100 人の内 13 人の子ども達に、この援助という形になってます。何が一番違

うのかと、私は、やっぱり教育委員会の取り組む姿勢の問題じゃないかというふうに、はっきり言わせていただきたいというふうに思うんです。何が違うかと言いますとね、ここに本町の保護者への呼びかけ、それから赤穂市それから東京の新宿区のお知らせがあります。何が違うか、1つは、呼びかけが違うんですよ。是非これ赤穂市のまた坪内課長にわたしておりますので、検討してください。赤穂市の場合は、お子さん達が、赤穂で楽しく勉強できるよう、学用品などについて困っておられる方に、援助する制度が就学援助ですという呼びかけなんですね。で、本町の場合の呼びかけというのは、経済的な理由で小学校や中学校に就学する事は困難な児童、生徒の保護者に対して学用品費など国や町が援助するとなって、誰もが義務教育が受けられるよう就学援助をする制度です。間違っているとは言いませんよ。しかしね、まず呼びかけから、非常に親しい呼びかけになっとうんですよ。この赤穂市のやつはね、これは1点目。それから2点目に、だったら赤穂市は、保護基準の1.25倍です。本当は1.3倍というふうに、もっと間口が広いという事を、今言われたんですね。そしたら、なぜそんなに違うのか。赤穂市の場合は、1.25倍というのが、子どもを持ってる家庭が3人の場合、4人の場合、家庭の場合ね、大体年間所得どのくらいの方が、その基準に合致するかという事を明確に出しておるんですよ。呼びかけの中に、案内の中に。勿論これはね、保護基準ですから、年齢や家族構成や何によって違うんですよ。だから、あくまでも目安としてね、但し書きを書きながら、そういった事で多少違いますけども、このような方が基準なんですという年間所得を出しとんですよ。非常に分かりやすいですね。私は、この以下だから申し込むという形で、対応しやすい。そのように、やっぱり改善すべきじゃないかというふうに思います。

それから、3つ目の違いは、これまとめて答弁してください。

私は、何も地区委員さんが悪いと、ああ民生委員さんが悪いと言ってるんじゃないんですよ。民生委員さんは、一生懸命頑張っておられるんです。何が悪いかと言いますとね、赤穂や余所と本町が違うのは、申請する時にね、お母さん方に地区民生委員さんに確認の印鑑をもらって来てくださいという事になっとうんですよ。ところが赤穂市や余所の自治体はどうなってるかと言いますと、ここにあるのではね、赤穂市なんかは、名前書いたら、申請用紙だけを出して民生委員さんの確認は、教育委員会がするんですよ。これは、非常に分かりますね。例えば町営住宅の新しいお母さん方にまたこちらに来て間もない、しかし就学援助受けたいと、そういう方にね、自分の所得で申請しようとする場合に、民生委員さんの確認をもらってください。民生委員さん会った事ないな。誰か分からないな。そういう事もしなきゃいけないという事はね、むしろ1つの壁になったりすんじゃないか。大きなそれを乗り越えにくいね、物になるんじゃないという点があります。勿論民生委員さんの意見を聞くという、教育委員会の、それは、いいんだけども、なぜ申請者に、その印鑑をもらってこなきゃいけないという事にしなきゃいけないのか。余所は、やっていないのに。この点は、改善すべきだと思いますけども、この3点について、答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 赤穂市のその案内の中に、確かに所得の、総所得額という金額が、世帯毎に出ております。これは、議員もご存知のように最低基準というのは、その世帯の構成によって違います。いくら4名の構成だとしても、その中身は、全然違い

ます。そういうなかで、佐用町の場合は、その基準が、掛ける 1.3 倍という、元の基準が世帯によって違ふと。そういうところを配慮してこういった形の表示はしてません。だから、こういうように、逆に赤穂市のような形にすれば、申し込める方が、それ以内であれば、受けられると誤解される事もあると思います。そういう申し込みの時点で誤解されて申し込まれて、実際の計算した中では認定されなかったというケースも生じてきます。で、赤穂市は、そういう事をどういう形で対応されてるかは、私は分かりませんが、佐用町の場合は、従来から要保護、準要保護の、そういった認定要領に基づいて、要は、生活保護の認定に基づいて対応させていただいてる。で、それに関連して民生委員さんの確認印あるいは証明、所見ですけども、これにつきましては、この所得だけで、所得は確かに大きな基準になります。要件になりますけれども佐用町の場合は、それだけでは判定しておりません。言いますのは、所得が基準を満たさなく基準をオーバーしている場合でも、民生委員さんの地域の方の、よく分かっている民生委員さんの具申と言うんですか、所見。そういうものを生活状況等をお知らせしていただいて、その世帯の中でも同居の中で、あの・・・

21 番(鍋島裕文君) 悪いけど、申請用紙に民生委員の印鑑いるかどうかだけ答弁して。改善するかどうか、それだけで、もう時間無いんやから。

教育委員会総務課長(坪内頼男君) その所見については、これは必要であると判断しております。印鑑については、また検討させていただきます。それと一番最初の呼びかけの仕方ですけども、それについては、こちらの方も検討させていただきます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔 鍋島君 挙手 〕

議長(西岡 正君) はい。

21 番(鍋島裕文君) じゃあ、老人福祉センターのトイレの関係ですけども、あまりにも長期間という問題ね、実際問題どれぐらいのね、これ見積をしているのか。この修繕のね。それが単なる施設じゃないんですよ。お年寄りの福祉の拠点の老人福祉センターがね、半年以上もトイレが使えないという問題だから。私は、根底には、指定管理者制度、これの問題かなというふうに思ったんですけど、この点はいかがでしょうか。

〔 町長 挙手 〕

議長(西岡 正君) 時間です。

町長(庵道典章君) 指定管理者制度ではございません。そういう事ではありません。

議長(西岡 正君) 以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食等の為、午後 1 時まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。そのように決します。休憩に入ります。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き再開をいたします。
お昼前に引き続いて一般質問を行います。
11 番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔 11 番 山本幹雄君 登壇 〕

議長（西岡 正君） はい、11 番、山本です。先日よりの一般質問で疲れていると思いますけども、まあ、食事の後で、ちょっとくつろがれるんじゃないかと思います。まあ、もう少しおつき合い願いたいと思います。

先月の 13 日に第 1 回目の上月城祭りが、上月城跡のふもとで、私が思うに、私が思うんですけどね、勝手にこう、思うてんですけど、盛大に開催されました。上月地域づくり協議会が初めてで、何がどうしていいか、分からないながら、皆で力を合わせ、何とか成功に導く事ができたと、大変嬉しく思っています。予断ですが 3 名の国会議員の先生も時間を割いて来ていただく事ができ、それだけ関心を持っていただいていますという事が感謝申し上げております。そして、先日上月城祭りの反省会が行われ、来年もまた頑張っ

てやろうという事になりました。

そこで、町長に、次の 2 点について伺います。

1 点は、この上月城祭りとあんまり関係ないんですけども、1 点目で、佐用町内に点在する歴史文化財の発掘調査を行う考えはあるかという事です。以前に高木議員も利神城の調査発掘の為、利神城跡を国指定にする考えはあるかと一般質問された事があります。町長は、高木議員の質問に対し確か、今後検討すると答えておられたと、私は記憶しております。そこで、町長は、その後利神城跡の国指定について検討されたのかを伺う。そして、佐用町には、利神城だけでなく三日月には陣屋門の跡の復元が未完成のままになっておりますし、旧上月では、先ほど述べたように上月城跡の発掘調査も旧町時代からの懸案事項となったままであります。これらの歴史文化財は、1 日にしては、どんなに頑張ってもありません。大変な時間の積み重ねがあって、初めてその歴史的意味を持つ事になります。それだけに今を生きる私達は、十分な調査を行い歴史の真実を後世に残していく義務があります。その為には、国県等の指定を受け十分な発掘調査を行いその歴史的規模を正確に把握しておく必要があると思う。上月城跡についてであります、その規模は、とても城と呼べるものではなく砦程度の物が山上にあったのではないかと噂される者もいます。当時の城は、住居としての城ではなく戦の時のみ、そこにこもり、戦に備えていたという事があります。領主にしても通常の生活は平地で行い本来の住居はどこか。別の所にあったという事があります。ですから小さな砦程度があったと、実しやかに噂する人がいます。私も、そうだと思います。戦に備える為の住居であったと。しかし、豊臣秀吉が上月氏を滅ぼし、山中鹿助が上月城に残り京都から尼子の領主を迎えた時、時はまさに戦代であった。そんな時噂されるような平地に居をかまえるような事があったらどうか。室町時代赤松一族の者として、平穏な時代は砦としての山上で良かったと思うが、テンセイの戦以降、そんな余裕がとても無かったのではないかとと思われる。日本の歴史上、最も城主が変わっ

た城として、その名を残す上月城で、戦の時にこもる城という事であるなら、尼子は破れ、山中鹿介が囚われの身になるまでの間、常に戦の時であったであるなら山中鹿介は京都より、尼子の領主を迎える時は、どこにその居を構えるかと言えば、言わずと知れた、一番安全な山上に居を構える事ではないかと思う。それが上月城であったのではないかと私は考える。そこに歴史のロマンがある。真実は藪の中であり今は、分かりません。しかし、発掘調査をすれば、どの程度の規模の物があつたのかは、おおよそ検討がつくと言われております。そこで、町長には、国県の指定を受け発掘調査をする考えはあるのかを伺う。

それと、もう1点は、今問題になっている年金の問題であります。毎日のように新聞テレビ等で年金の問題が流されております。最初は5,000万件が、更に増え本当はいくつあるか分からないというのが、実情ではないかと思えます。老後、仕事ができなくなり収入の道が閉ざされた時代、収入の道が閉ざされた時、年金だけが生活の頼りとなるの思いから厳しい生活の中から金を工面し掛けてきた年金が保障されない。民間企業であれば倒産をしてしまうケースであるが、国が行う事業である以上、最後まで保障はしてくれるだろうと考え掛け続けた年金が、そうではなかった。町民の皆様の将来に対する不安は大変なものであると思う。この問題は、町行政が起した問題ではないが、国民年金においては、町が徴収をし、窓口となった以上、町民の皆様に対する責任はあるはずである。

そこで伺うが、佐用町では、不明な年金の件数がどの程度あるのか、全く分からない状態なのかを伺う。そして今後佐用町としては、どのような対応を取ろうというのかを伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長の方から答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。まず、佐用町の史跡調査という事についてであります。担当は、史跡調査又は、指定、文化財の指定等教育委員会が担当しておりますけれども、私の答える範囲内で答えさせていただきまして、後ご質問があれば、また教育委員会からお答えさせていただきたいと思えます。まず、文化財の指定は、文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、佐用町文化財保護条例に基づきますが指定にあたりましては、あらかじめ所有者又は占有者の同意が必要でございます。利神城跡、上月城跡共に学術的価値は既に多くの研究者が認めているところでありまして、佐用町にとっての歴史文化遺産だけでなく、景観・風土といった点からも貴重な史跡でございます。利神城跡は、昭和58年に一部が町指定とされておりますが、その後の県指定、国指定への取組みの中では、土地所有者の同意が得られなかったことと、指定申請対象範囲が頂上付近のみで指定要件を満たしていなかったことから、国県指定に至らなかったというふうに考えております。また、土地所有者の同意につきましても、一部現在も理解が得られていない状況でございます。

上月城跡は、平成12年度に委員会を設置して、保存整備の検討をし、平成14年度に新たに整備実施委員会を設け、平成17度に「登山道路の整備」、「景観整備」、「案内板の設置」と共に「歴史資料館の整備」が実施されておるところであります。この過程で、主な地権者に委員として参画をしていただいたり城跡の測量調査を実施しておりますが、今後は、町文化財審議委員と協議をし所有者の理解を得て、指定の範囲を特定し、まず町指定から計画的に進める必要があるというふうに考えております。ただ、城跡につきましては、埋蔵文化財ではございませんので、発掘調査等について現況を壊すという事はできません。そういう事で調査の方法というのは、また専門的にいろいろと検討をいただきたいという

ふうに思います。

次に「年金について」の質問にお答えをさせていただきます。

平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により1人の方が複数の年金番号を持つ場合が生じておりましたが、1人1番号の基礎年金番号となり、それ以前の複数の番号との記録を結びつけられないことが原因で、その件数が約5,000万件と、今報道でも言われております。ご承知のように、平成14年4月に年金の徴収事務が社会保険庁に移管され、現在町においては、資格の取得、転入、事務のみを行っており過去のデータにつきましても、社会保険事務所に移行しておりまして、町には記録は残っておりません。厚生労働省や社会保険庁では、基礎年金番号に結び付けられている加入履歴書を送付したり未統合の記録がある可能性のある方にお知らせしたり、領収書等の証拠書類がなくても、預金通帳の出金記録、雇用主の証言などを根拠として第三者委員会で判断をしてもらう仕組み作りを検討するなどという対応が、今言われておりますが、町といたしましては、これらの内容を町広報で周知や窓口でパンフレットを渡すなどのほか、住民の方の相談に乗るなどの対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、この場での山本議員のご質問に対する、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育委員会の方からありますか。

町長（庵逄典章君） いや、今のところ。

議長（西岡 正君） ないんですね。はい。
はい、山本議員よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらまあ、さっきね、保険の方からね、ちょっと。

まあ、あんまり、あの私言いたくはない。言いたくは無いと言うのは、おかしい話なんですけど、今テレビなんかでね、長妻さんなんか、ガンガンやられとん見るとね、あんまり、こう見とっていいもんじゃないなという気はしとんですね。と言うのは、文句だけ言うて、文句の為の文句、何かそういう気がするんやね。で、そうじゃなくして、先ほども言わしてもしろたように、老後を収入がないなった時にどうするんやって、そのなかで、厳しい財政のなか、まあまあ、金持ちの人もおってだろうけど、そうでもない人が、そういう厳しい財政のなかから、年金を払うて来た人が今になって分かりませんよ言われたら、それは愕然とするしね、今更、誰が悪いかが悪い言うてみて始まる問題ではないんだけど、やっぱり、その4年まで、2004年まで社保庁が統一するまで、国民保険等においては、町が徴収しておったわけです。その分においては、やっぱり町がある程度、責任持たないかなだろうし、やっぱりきちっと、先ほど広報等、窓口などで対応するという事ですけども、できるだけ早い段階で詳しく対応してもらいたいという点と。ええっと、この昨日の毎日新聞見るとね、5月11日現在ね、1,636市町村がね、その分からん言うて言いよったけど、これ資料保管しとんですね。保管してないのは、191市町村だけなんです。そしたら、ほとんどの所は、いつや。02年、ええっと、そう02年4月に保険料収納事務の移管に伴い市町村に被保険者名簿の保存管理義務をなくす通知を社保庁がしとうわけですね。で、しとんけども191町村は無いけども、さっき言った1,636市町村は保管して

おったと。そこで、ちょっと厳しいかも分らんけども、佐用町は、もういっぺんどうなんかを、ちょっと伺いたい。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あのまあ、あの、旧のその記録については、まあ、そのそれぞれ移管した時に社会保険庁に移管しているわけですが、その古い記録を残しているのは、旧佐用町は、全て残してあります。ただ、他の旧3町がですね、残っていない。で、それぞれ一部ある所もあるようですが、残っていないという状況です。で、この調査につきましては、その一部残ってても残っているという事での調査になっているような形で聞いております。完全に残っているかどうかは別に、そういう佐用町の考えの場合では、佐用町が残っておれば残っているという所の町村に入っているというふうに聞いております。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） その今現在、佐用町へ問い合わせいうのは、あります。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 担当者。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） そういったですね、直接の問い合わせは何件かあるようですが、件数はいくらかという事は、ちょっと把握しておりませんが、それ以前にたまにですね、ずっと納めておるけれども、1 ヶ月だけ飛んでるというような方が、何人かおられたというような事はございました。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 今から、多分ね、ドンドンドンドン来るだろうし、特別に、ちょっと待って、この下に作ってる、何かエレベータの所につくってるあれは、関係ないね。そうやね、と思うたんやけども。ええ、何か。うん。何か、ああいったもんをね、特別な窓口を佐用町では作る気はあるんかないんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、沢山の皆さんがご相談にみえるようであればね、その窓口、特別な、また部屋でもつくらないといけないと思うんですけども、ただまあ、町も、当然相談に充分のって、のらしていただいてですね、どういうふうに調査、手続きをした

らいいとかですね、そういう事はできるんですけども、実際、町の責任で記録も何も無いわけですから、結局対処は社会保険庁にしてもらわないとできない事です。ですからまあ、来られた方に、今、相談、先ほど言いましたように、どういう、社会保険庁に対して、まあ、相談する為には、どういう手続きをして、どういう書類を持って行ったらいいとか、どういう状況でありますとかというようなね、その相談は、できるだけ事は受けたいというふうに思います。だから場所的にはね、今のところ、未だ窓口で間に合っているようですから、新しい所を、直ぐ必要性は感じておりません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） はい、そしたら、できるだけね、丁寧な対応をね、してあげてもらいたいと思います。はい。こっちの方は、一応こういう事でね、何とか頑張っていたきたいと思いますけども。

ええ、そしたらね、上月城じゃなくして、歴史の史料の文化財の発掘調査という事でね、上月城の方、先ほど言わせてもらいました。それで、まあね、上月城、この前祭りやって、思ったよりたくさんね、まあ思ったよりですけどね、それで準備等にしてもね、前日から70、80名の方が役員等いろいろ関係者ですけど、来て、盛大にやってもろたんですね。これ僕としては、せいぜい20、30人も来ればいいところからなと思うとったんで、たくさん来たんで、皆それがね、やっぱり、それだけ、そういうもんに対する感心言うんか、あると思うんです。で、今、町長が町指定としていう、とりあえずという事でありますけども、まあ、町指定だけで、その発掘調査はしないという事であるならね、どの程度の規模のもんがあったかという事は、分からないんじゃないかなと思うんですね。で、やっぱり、その外観は分からんでも、どの程度の規模のもんがあったかという事については、やっぱり知りたいだろうし、本丸があり二の丸三の丸があり、まあ、そういったもんがね、ほんまにあったんかどうか。やっぱり、そこら辺は、きちっと調べる必要があるんじゃないかなと思うんですけどね。そういった意味でやっぱり発掘調査なり、きちっとしたものをしていただきたいと思うんですけどね、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう調査の仕方については、また教育委員会が専門ですので、そちらで答えていただきたいと思うんですけども、城の城跡につきましては、踏査をしてですね、堀があるとか石積みがあるとか、そういう物を現況で大体まあ、その城の形というものを調査していくんですけども、それはまた、後測量したりしてやるんですけども、既に上月城址のある程度の、その調査がされておりますね、一応教育委員会からも、その報告書が出ております。ですから、その後、その中々私が言いました発掘調査をしないというのは、埋蔵文化財じゃないんで、現況を壊すという事自体がね、問題があります。ですから、そういう、その大体掘って、その、そういう今の土地、現況を壊していく事自体は、城跡の城の跡の調査する方法としては、発掘調査という形のものではないんじゃないかなという事を言うた。話をさせていただきました。

教育委員会の方、そうじゃないんですか。専門的に。

議長（西岡 正君） はい、あれば。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 調査ですけども、調査現況を調査する、遺構の調査ですけども、その、その目的ですけども、それは、あくまでも保存整備すると。そういった遺構、文化財的な遺構を保存整備する史料として調査するという事が前提です。だから、町長が言われましたように、山城の場合なんかでしたら、遺構があります。堀切とか曲輪とか、そういった物を現況を破壊しない形の調査という事で、ただ県の指定あるいは国の指定等を受ける関係では、そういった許される範囲の発掘調査という事も実施されます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 現況を壊さないという事で、例えば利神城みたいに、石垣がはっきりあって、どうのこうのした中で、それを壊してどうのというわけじゃなくして、上月城、あれ登られた事ありますか。木が、ぼわーっとあって、広場になって、それで、それ以外、何も、よう分からないというような状態なんで、例えばそこに建物が建っておったんなら、そこに石積み的な部分があって、当然建物があるんだったら、そこに、そういったもんがあったらうし、そういった物が、今埋まって分からなくなってしまっているという部分があると思うんで、そういった物を、きっちりこう発掘というんではないのかも分からんけども、調査する事によって、どの程度の規模のもんがあったかという事が分かるんじゃないかなと思います。で、ちょっと余談になりますけどもね、この前、上月城祭りがあった時ね、丁度片付けよったら、1台の車が入って来て、5人程降りてきて、このお城どっから登ったらええんやという形で、まあ遠くから来ておった人ですけども、今ここで祭りがあって、どうのこうのって言うて話よったら、ほんなら、もうちょっと早く来ておったら良かったなと。で、丁度あくる日ですけど、丁度、うち上月城と書いてある看板の真ん前に、2反5、6畝かな、の田んぼがあるんですね。で、そこで田んぼしよったら、車が来て、ちょっと写真撮っていいですかって、一生懸命撮りよんですね。それで、いろいろ、聞いて来るから、いや、昨日ここで祭りがあったんやでって言うたら、ほんなら、昨日来ておったら良かったな言うて。で、それから、後日、今から見て、数日前ですけど、ある男の人が、家の側に来て車で止まって、親父にいろいろ相談しようわけですね。親父がおったからね。そして、今度バンで人連れて来と思うんやけど、この南側から上がれるような道ないか言うて、止めた方がええで言うて。自分らは、こっちから登りたい。この現在ある北側からじゃなくて、南側から、で、よう僕らは地獄谷言うんですけど、子どもがね、とか、お姫さんらが、こう刺し殺されたとかいうような場所があるとか、よう分からんけど、ほんまか分からんけど。まあ、そっちの方に、僕らは行くけども、人を連れて来るような道ではないと思うんだけども、そういう所がある。で、そういうのを知って来たんやいうのを、こう何とかならんか言うて、しつこく言いよったみたいやけど、それ止めた方がええで言うて、だから、結構ね、こう感心持ってよく来られるんですよ。で、やっぱりそれだけに、きちっとした物をね、やっぱりどの程度の規模のもんがあって、大体こうだったんやと。そういう歴史資料を作って来た人が、ああこうだったんやなっていうのをね、やっぱり分かるようにする必要があるんじゃないかなと思うんですよ。で、まあ、

私、よく言うんですけど、上月氏という氏名は、香寺の須加院にたくさんあるらしいです。なぜ、そんな事を知っておるか言うたら、その人が来るわけですね。で、そこようさんおるんや言うて、私ら一族ようさんおるで言うて。ああそうか言うて教えてくれるん。で、東京から来た人が、まあ孫がおって何とか自分が上げれる間に来たんやとか言うてね。来たりした。だから、結構来るわけです。そういう意味においてね、やっぱり、どうなんや、こうなんや、一人一人が来た時にはっきり分かるような物をしておかないと、ここにあったで言うて、言うだけでは、ちょっとね、私は、無責任な感じがするんで、ある程度きちっとした物を調べれるような形を、体制をとっていただきたいなと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、教育委員会の方ですね、旧町で調査をされて、で、その上月城址の概要についても、パンフレットも作られてますね、ですから、私も上がらせていただいてね、それを持って大体途中に空掘りがあったり、上には、本丸があったのか、一番頂上のね、所が平らな所があって、それからずっと尾根を伝って、そういう、どう言うんでしょうか、土堀みたいなのがあるという事で、そういう事まではね、他の城跡、町内にも高山城とかそれぞれ未だ、福原城であるとかですね、南光の方にも城山城もありますし、そういうたくさん中世の城跡あるんですけども、その中では、上月城跡はですね、一応ああして調べて来ていただいても大体まあ、こういう状況だったという事が分かるようにまでにはできているわけです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そうですね、ある程度、上月の時にね、よう言わしてもろたんですよ町長にね、頑張ってくださいよと。それで、最後にね、いろいろ検討委員会作ってやってくれたんですね、中川町長。それでありがたかったなと思うんやけどね、それは、それでいいんです。だから、ある程度の事は分かります。ただね、先ほど言われたように、どの程度の、規模の物があったかというのは、よう分からん言うとんですよ。ただの砦やというのもあるし、いや、そうじゃないだろうと。僕なんかはね、勝手に言いよんです。立派なもんがあったと。これ分からへんのんです。それでね、さっき、ちょっと最初に言わしてもろたようにね、戦の時だけこもったんやでって、皆よう言いよんです。戦の時だけこもったんやから、そんなもん、お前な、砦や。で、そうやと思うんや。戦の時こもる。だけど、よう考えたらね、まあ豊臣秀吉が攻めてくる。それ以前から、よう知っとうと思うけど、嘉吉の乱以降、大変な状態がこの赤松地区からこっちあったわけですね。赤松一族が時の將軍を殺したわけですよ。だから、その後大変な事になっとう。結局、赤松氏滅ぼされます。で、それ以降、要は、戦乱ですわ。そやのにね、その平穏な時期のように、のほほんと下に住んどうか言うて。戦の時に上上がるいうんだったら、その時代から戦の状態に入っとうだから、もう山の上へ上がるだろうというのが、僕は思うんですよ。その時に、皆が言いようようにですよ、戦の時だけ上において、下で、普段は下で生活やって言うけど、嘉吉の乱以降、平安な時なんかあるいやい。で、天正の戦で過激な戦やって、日本で全国の中で最も城主が変わった城や言われたんです。それぐらい何回も戦やっとう。そんな時に、下でのほほんと城主下におるなんて、僕は考えられへん。と僕は思うんですよ。なら上におったんかな。と、これは僕が勝手に思いようだけなんですよ。だけど、ど

っちが正しいか分からへん。そりゃ戦乱だろうが何だろうがでっせ、さっき言うたように、天正の戦で、ぐちゃぐちゃやってやな、その後、山中鹿介が残ってますよ、それで、ああ、違った。天正の戦は、それ以降じゃ。それでね、秀吉が攻めて来て残ってやで、で、戦があって、まあ、尼子が、一族が滅び、それまさに戦乱ですよ。それで、常に、山中鹿介が残ったと言うても、西の方から向こうから攻めて来ようような情報は知ったわけですからね、そういう状態で、あのね、普段は、平地で生活しておったんや言うて、誰が、そんな時に平地で、町長だったら下で生活します。

町長（庵造典章君） まあ、あの、私も歴史家じゃありませんから、そういう専門的なお話はできませんけども、私らが聞いている範囲内では、中世の城はですね、それぞれ、専門まだ、職業としての武士というものが無かった時代ですから、その時に集められて、通常は、当然そこで生活する為に農業をやったり、そういう事をしているわけです。で、中世の城で、と言うのは、山城っていうのは、戦の時に、戦の為に城という事で、それほど大きな、そこに建物とかね、そういうものは無かったという事は、歴史的には、大体そういうふうに言われております。そういう物があればですね、城跡にですね、石崖とか、石積みですね、それから、瓦とか、そういう遺物が当然あるわけです。で、それで、上月の方も、それを調べられても、ほとんどまあ、そういう石垣、石積みの後とかね、そういう、土堀でつくられてたというふうに、まあ、その調査を、既にされているわけです。で、佐用のインターの所なんかの高山城なんかは、あそこにまあ、やはりあったんですけども、やはり、そこに行くと、瓦なんかのかけらが、今でもあるんですね。ですから、そういう意味では、ずっと、その、そういう城跡を大体踏査して、調べておれば、どういう城の状況だったというのはね、だいたいまあ、教育委員会の中の方ではつかんでるんだというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あのね、さっき言ったようにね、嘉吉の乱以前はね、平穏だったんやね。やっぱ赤松という大きなバックがあったなかでね、その後、ぐちゃぐちゃになったでしょ。だから、それ以前の山城とそれ以後では、僕いろんな意味で変わったじゃないかな。僕、山中鹿介がこっちに住んだ時にね、尼子連れて、住んで来た時に、京都まで尼子の、何か出家しとったんかな。坊主になっとったんかな。連れて帰ってやった時にね、その時に、そんな下へ住めなんて事言うかな。だから、そのいつの時代の話をするかによって、さっき言うたようにね、その室町時代、平安な時代の時だったら、確かに、上が山城だったら、その時代だったら、僕は、そうやろなと思う。だけど、時代は、急激に動いたわけですね。急激に動いた時代によって、ほな山中鹿介が、どこ家建てたんだらうかなってしたら、そりゃ上に建てたん違うかなってというのは、私の勝手な持論です。だから、そういう事をね、やっぱきちっと検証する必要があるんじゃないか。これ、上月城だけじゃなくてね、やっぱ三日月の陣屋門にしても、それから南光町の事いわれておったけど、そういうもんね、やっぱ、今あれでしょ。結構上月城へ来るというのは、今、あの、歴史っていうのは、結構ね、皆好きなんかな。よう来るね。で、歴史街道とか言うて、私も入ってね、今年、未だお金払えてないんやけど、そういうのん、今大阪の方であるんですね。テレビでやっとうけど、そういうのあるんですよ。だから、結構来るんですね。だから、それは、やっぱ、そういうもんがあるという事は、非常に財産である

と思うんですよ。で、そういう物を、いかに旨いこと利用するんかなって、佐用町いうのをどうアピールするんかなって言うて、佐用町いうて、こういう町なんですよっていうアピールする時にね、まあ、なゆたもええし、いろいろええし、ただ、そうじゃなくして、現在あるものをね、うまい事利用し、やっぱり歴史的言うたら、さっきも言うたようにね、簡単にできるものではない。時代のすみから何があって初めてできるものだと思います。やっぱり大事にせなあかんのんじゃないかと思う。ご先祖様が守って来たものを自分らも守る。それをまた後世に伝える。これは大事な仕事じゃないかなと思うんです。そういった意味で、パッと見い、何も無い。じゃあ、ほんまに何も無いんかいというのは、やっぱりきちっと調査してみてせえへんと、それで何も無いんじゃ言うんであるならば、これはあま、それで仕方がないんかなと思うけども、まあ、そこら辺で、もういっぺん、ちょっと町長に、あんまり、こうしつこう質問してもいかなかなと思うんやけど、最後にちょっと伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、特にまあ、歴史の中で、人その時代に活躍した人というものが非常に財産なんですね。ですから上月城址が、そうして人がかなりね、いろんな所からでも来られるというのは、城があ程度の城跡っていうのはたくさんあるんですけども、まあ、それが山中鹿介というですね、やっぱり歴史上の人物が、そこで活躍したという事、この事が、その上月城址を、皆さんに興味を持って来ていただける財産だと思うんですね。だから、そういう物をですね、地域の人も町も大事にしていこう。その取り組みが、今回、地域づくり協議会の中で、どういう活動をしていこうか。やっぱり地域の財産、その良さを作り出す、改めて皆で見直してですね、それを活かした地域づくりをしていこうという事での、まず、その取り組みが先般の上月城祭りであったというふうに、私は、認識しております。ですから、まあ、そういう地域の皆さんの取り組みと一緒にね、町も、それをやはり、ある意味では学術的にも、きちっとそれを裏付けて行くという事が、それは、文化財として、これは、1つの町の仕事、教育委員会の仕事になるんだというふうに思っておりますのでね、ですから、まあこの町指定という事で、教育委員会も取り組むという事なんで、その指定に際して、再度これまでの調査に加えてね、必要な調査という事は、やっぱりしていくべきだと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、町指定して、できるだけいろいろ調べていただいて、その上で、またもう一歩進んだ状態にね、持っていけたらいいなと思いますので、できるだけ、きちっと、調査お願いしたいと思います。これで終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、山本幹雄君の発言は終わりました。
続いて、5 番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5 番 笹田鈴香君 登壇〕

5 番（笹田鈴香君） 失礼します。5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、3点の質問をさせていただきます。

2月よりスタートした外出支援サービスは、全町に拡充され利用される方には、大変喜ばれます。ところが、地域によって利用度等に差があるのではないのでしょうか。また福祉タクシーですが、福祉タクシーは、発着点が佐用町であれば、町外への利用は可能です。さよさよサービスは、町内に限定されています。5月の下旬の事なんです、さよさよサービスを利用している方からテクノのリハビリテーションに通っているんですが、所在地がたつの市になる為に500メートル程手前で降りなあかんのです。元気な人はいいいけれど、体の不自由な人にとっては、本当に大変です。この間も、おじいさんが、しんどくなって、どうしようかと思った。ほんまに目の前に見えてるのに降りなあかんのや。何とか、このさよさよサービス、リハビリテーションの前まで行くようにしてもらえないだろうかという相談を受けました。リハビリテーションは、開設以来、佐用町の人も多く利用されているそうです。そこで外出支援サービスについてお尋ねしたいと思います。

まず 番目に福祉タクシー、さよさよサービスの利用状況は、どうなっていますか。特に月曜日の利用はどうなっているのでしょうか。

、利用者の予約はスムーズにいらいますか。問題はありませんか。例えば月曜日に利用したい人は、金曜日の3時までには予約しなくてははいけません。3日前にするわけですから、忘れたりまた時間が過ぎて結局予約ができなかったという人も出ています。せめて、例えばですが、土曜日に職員を置いて予約の受付をしてはどうでしょうか。その他、方法を検討しませんか。

、さよさよサービスは、町外への利用はできない事になっていますが、近畿運輸局輸送部分の平田氏に問い合わせますと、区域外の変更はできますとの回答でしたが、町長の見解をお伺いします。

、毎日運行が必要と思いますが、いかがなものでしょうか。またタクシー回数券の制限を緩和するよう改善すべきだと思います。見解をお尋ねします。

次に農業関係についてお尋ねします。今年度から確定申告が農業所得標準が廃止され収支計算書で計算されるため申告者も職員も大変だったと思います。農家は米価の値下がり、農機具や肥料の値上がり、後継者不足など本当に苦勞をされています。今回からの申告方法は、農家に負担をかけてはいませんか。そこでお尋ねします。

申告者の反応はどうでしたか。

説明会は、どのようにされましたか。何箇所で開催され、何人ぐらいでしたでしょうか。

資料の配布はどうされましたか。

農家に負担がかからないように改善策など事前に知らせるべきではないでしょうか。例えば領収書がなくてもメモとか覚書だけでもいいですよという事などを事前に知らせたらいかがでしょうか。

次に、不用農機具の回収についてお尋ねします。高齢化で農業を止めたり、作業を委託したために農機具が不用になった農家が増えております。不用農機具の回収実施の要望が強くなっています。

旧町時代の取り組みはどうでしたか。

また現在の農家数は5年前との比較はどうなっていますか。

そろそろ、この不用農機具の回収を再開すべきではないでしょうか。

最後に危険な通学路についてお伺いします。町道福沢西河内線の通学路で時々落石があり、大変危険な所があります。今は、私が石を上げているけど年をとって来るので段々ようせんようになる。子どもが怪我でもしたら大変。町の方でも何とかしてもらえんのかという方がありました。建設課に行くと上に畑があるので、うちの課ではないと断られ、また農林振興課に行くと、畑は個人の物なので今の段階ではできないと言われました。と

ころが、その後ですが、町道豊福大木谷線で、猪が掘ったのか、落石の恐れのある大変危険な通学路があります。この場所は、早急に対処するという事でした。それでは、質問に入ります。

まず、西河内の現場は見に行かれましたか。

同じように危険性があるのに、なぜ違うのでしょうか。

私が、ここでお尋ねしたいのは、行政の姿勢として姿勢の問題として、この違いの見解をお伺いしたいと思います。以上、明解な回答をお願いいたしまして、この場からの質問は終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答をさせていただきます。

まず、2月から開始をしております高齢者等の外出支援サービスにつきましの利用状況でございますが、5月末で902人の登録を受け付けております。2月以降の利用回数の合計は3,294人となっており、その内訳は登録者において佐用地域が239人、上月地域が230人、南光地域が264人、三日月地域が169人であります。全体的な傾向として、合併前から同様の制度を始めていた南光地域の利用者が多いのが特徴であり、制度の浸透とともに他の地区でも徐々に利用者が増えていく現状であります。5月中の利用者の状況では、全利用者数が900人、月曜日の平均が12.5人、火曜日が70.2人、水曜日が16.4人、木曜日が61.5人、金曜日が21.3人、土曜日が37.5人となっており、傾向的にも月曜日の利用者が少なくなっておりますが、これは月・水・金が佐用町と上月地域の一部の利用日となっており、佐用地域では利用者の中に、今までのタクシー助成の方が慣れ親しまれていることと、上月地域でも対象の幕山地区からは中央病院の無料診療バスが運行されているための影響もあるのではないかとというふうに考えております。

2点目の予約体制についてでございますが、受付を前日の午後3時までといたしております。予約締め切り後、翌日の運行計画を作成し、利用者に確定時間を電話で連絡しておりますので時間的な制約からいえば現状から変更するのは困難かと思われまます。利用される高齢者の方でも最近では、徐々に慣れられて、たとえば1週間分まとめて申し込まれる方も増えてきておりますので、制度の浸透に合わせて定着してくるものと思っております。土曜日の受付につきましては、職員を配置してまで受付をするという事は、多額の経費も掛かります。これは、これまで旧南光町でも、このような形で実施をされておりましたので、まあ、現状でやっていきたいというふうに思っております。

3点目の「さよさよサービス」の町外への範囲拡大については、現在運行区域を町内と限定して、昨年末に開催した「地域公共交通会議」において承認をいただいた形になっております。近畿陸運局の言われるように法的には、「地域公共交通会議」の承認があれば、運行区域の変更が可能であります。その範囲の設定についてはいろいろな要素も含まれますので、検討を要する課題でございます。現在、要望を受けているのは、テクノにあります西播磨リハビリセンターまでの運行でありまして、このリハビリセンターは、本町を含む西播磨地域一帯の中核病院として、これからの利用者も多くなってくるものと思われまますし、また他の交通機関が無いと、他のバス等の運行があれば、また別になりますが、当分の間、特例事項として運行するように、指示をいたしております。

次の、「さよさよサービス」の毎日運行についてであります。議員全員による特別委員会での協議また将来的な財政負担などを十分考慮し、タクシー助成制度などと他の制度と一緒に、同時にですね、行うという事で、現在の方向性を出していただいたわけでありまます。現在4ヶ月が終了したところでありまして、利用されている方にも、やはり他の制度

も、それぞれ利用していただくように、協力をしていただかなければならないと思います。町でも 4 月号の広報誌や本年度の老人クラブ総会でも PR をしているところでありますので、当面この方式を続けてまいりたいというふうに考えております。また、タクシー回数券の年間 24 回また通院に限り 12 回を追加するという点につきましてもですね、さよさよサービスというサービスも同時で、同時に実施をいたしておりますので、両方を使っていただければ、充分これで利用をしていただける範囲だというふうに思っております。

次の、農業関係についてお答えを申し上げます。平成 18 年分の所得税の確定申告につきましては、納税者の皆様の公正な申告納税について格別のご理解とご協力をいただき、佐用町が申告指導しました申告件数は、所得税申告書は 3,933 件、町県民税申告書 8,101 件、町県民税納税者の内農業所得の申告は 1,435 件の実績となっております。申告していただいた町民の皆様の協力に、感謝を申し上げる次第であります。農業所得の申告について、平成 18 年分から水稻所得標準が廃止され、収入から必要経費を差し引く収支計算が導入をされております。お尋ねの申告者の反応につきましては、概ねの農業所得の申告者の皆様には、収支計算のしおりの簡単な集計表「収支取引一覧表」に収支をご記入いただいて申告会場に臨んでいただきました。一部には、「収支取引一覧表」に未記入の方もおられましたが、領収書等は保存されていますので、収支取引一覧表の記入について、申告指導相談を行い、申告者で記入の上で申告をしていただいたところであります。納税者の反応は、農業収支を行うことにより経営内容がよく分かること。また米価の低価格化や農機具購入の減価償却などによって収入金額から必要経費を差し引いた所得金額がマイナスの場合は、農業所得標準ではできなかった給与所得や雑所得などの他の所得と損益通算が収支計算の申告により、できるようになったことから、納税者からは、より公正公平な申告納税を行うことができるようになったと納得して申告納税をしていただけたというふうに受けとめております。

次に、昨年 11 月中旬に税務署と税務課で共同開催をいたしました農業申告説明会について、佐用会場 120 名、上月会場で 85 名、南光会場 80 名、三日月会場 50 名、合計 335 名の出席を得て開催し 2 月には、税務課及び各支所において個別相談指導を行っております。説明会の資料については、農業収支内訳書、農業所得のための収支計算のしおり、減価償却費の耐用年数表を配布して説明をいたしました。次に、所得税と個人住民税の申告納税については、農業者に負担をかけるためとか負担をかけないためではなくて、納税の義務による公正公平な申告納税の確立を図るために、農業所得の収支計算をするには、出荷伝票や仕切り書などの収入金額の分かる書類と請求書や領収書などの支払金額の保存が必要であるとして、申告相談・申告指導を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「不用農機具の回収について」のご質問でございますが、旧町時代の取り組みについては、佐用地域では、平成 15 年に、上月地域では平成 14 年に、南光地域では平成 15 年と 16 年に、三日月地域では平成 15 年に、それぞれ町や保健衛生推進協議会が主体となって業者委託により回収作業を行っております。料金は、一品で 500 円から 2,000 円に設定をされており全体で約 2,600 台余りの取り扱いをいたしております。

次に、農家個数の推移につきましては、毎年統計はとっていませんので、農業センサスの数字を申し上げますが、平成 12 年では旧 4 町で 2,970 戸でありましたが、平成 17 年には 2,667 戸で 303 戸の減少となっております。また、次に、不用農機具の回収を再開すべきではないか、との質問であります。ご質問のように、農機具が不用になっている家庭が増えているとは思っておりますが、住民の方からの直接の要望は聞いておりませんし、また自治会の方からでもですね、そのような要望がたくさんあればですね、また町として、この不用農機具の集団回収というような形で取り組んでいけばよいというふうに思います。

が、現在農機具や単車等かなり輸出をするという目的のようですけれども、業者が回収をされておりまして。また鉄価格等の高騰によりましてですね、廃棄、そういう収集業者も回収をされておりまして。そういう事ですので、業者ですと直接家まで取りに来てくれますし、少しでも、またその収入にも、逆になると思いますので、それを利用されるのも、1つの方法かというふうに思っております。

次に、通学路について西河内の現地は見に行ったかという事ではありますが、この件につきましては、今回一般質問をいただく以前から笹田議員からお尋ねがありましたので、私も現地は見ております。担当者も見て現地踏査はいたしております。次に、「同じように危険性があるのになぜ違うのか見解を問う。」という事でございますが、笹田議員も地元ですのでご存知のことと思いますが、町道豊福大木谷線は、昭和50年後半に道路改良がなされ旧路線から現路線へ線形を変更しておりまして、今回一部崩壊したことにより復旧する箇所は、町有名称として残っている箇所であります。このことは地元福沢自治会長もご存知のことでありまして、復旧する責務は佐用町にあるとの共通認識で施工しようとするものであります。議員お尋ねの町道福沢西河内線にかかる一部崩壊箇所には、ご承知のことと思いますが、個人所有の農地でございます。町の判断は、個人の責務であります農地保全対策に起因するものという事で未だ災害にかかるという事でもありませんので、現在今のような状態になっているという事でございます。

以上で、笹田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） では、再質問に入らせていただきます。

まず、今利用状況を聞かせてもらったわけですが、特にまだまだ浸透していないというのが、私も感じられまして、先ほどのご答弁にもありましたように、やはり月水金が少ないというのが感じられます。これは、やはり周知というか、やはりタクシーに慣れているというせいも、例えば佐用町江川地区の方でも、それが見受けられるわけなんですけど、それらに対して、この少ない、広報等や老人会で周知されたという事ではあるんですけど、他にまあ勿論口コミが一番いいんだろうと思いますけども、その他の方法としては、どのような方法で、こういった例えばですが、そのさよさよサービスについての周知は、旧佐用地域等ではどのようにされておりますか。もう一度。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 広報や防災無線を使って、できるだけ皆さんにPRをしているわけですけども、本当にこれ、私も実施してみてもですね、本当に皆さん、高齢者の皆さん、特に、中々その今まで使ってた慣れたものがないと。こちらの方を使ってくださいと言ってもね、中々こうその利用者が増えないというのは、本当に、私の実際に母なんかを見てもですね、こちら、さよさよサービス使えば料金も安いし、いいよっていう話をするんですけども、やはりタクシーで今までしてたのが便利だという事の方が、もう安心があるとい

う事で、そっちを使いません。そういう状況がほとんどの人が、そういう感覚を持たれているようでね、まあ、タクシー制度も両方でやっていくのであれば、折角今、運転手も、乗務員置いて、車輛置いてですね、やってるのに、本当に、この車輛が全部いるのかなと。これは続けていったいいのかなというふうにも、思われるところもあるわけです。しかしまあ、先ほど言いましたように、いろんなところでPRをしたりですね、私も使ってくださいと、便利に、皆さんできるだけ、折角こうして、こういう制度でやってるんですから、利用して、どんどん、まあ、いろんな活動をしてくださいという話をさせていただいてるんで徐々には増えてきておりますのでね、まあ未だ初めて4ヶ月ですから、あまり、その結果を判断をくだすという事は、まだまだ早いというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） これから徐々についていう事を、まあ私も、それは感じますけど、これは2月と3月分の利用状況を福祉課の方からいただいたんですけども、やっぱり見ますとね、ええっと、特に江川を見ますと、本当に、この購入はしている人が9人、で、実質乗っている人は1人というような状態なんですね。で、私も自分の家には、今利用する者がいないので、分かりませんが、やはりタクシーが浸透しているなという気持ちは、良くなります。で、先ほど言いましたように、回数券の制限ですけども、後で言おうかと思ったんですが、やはり、今も町長の答弁でありましたように、やはりタクシーに慣れているという事もありますので、タクシーの制限、回数券の制限をね、やはり緩和するように、まず、それも最初に求めたいと思います。それとですね、さっき言われました、その月曜日の状況ですけども、やはり利用者が少ないので、その運転手さんも、やはり仕事がね、やっぱり仕事をしようと思って来られたわけで、ずっと休憩しているという事は、大変苦しい立場だと思うんですけども、やはり、そういった事も考えて、利用の促進を啓蒙を、もっと広めていただきたいと思います。それとね、もう1つですが、予約の方法なんですけど、この予約の方法で、福祉課の方で、今受け付けていらっしゃるようなんですけど、今までに困ったような事はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、笹田議員も、そういう利用者が、今少ない、実際に乗務していただいている職員もですね、本当に仕事がないと、本当に、それに対して困るというような状態のところもあるわけですね。そういう中で江川でもタクシーの人が多くって実際使っていないと。折角そういう制度でね、町もいい制度作って、皆さんに利用していただくとしているのに、タクシーの回数券はですね、まだドンドン制限なしにね、発行したらいいんだと。それ何か非常に矛盾しているんですね。やっぱり、そのタクシーが利用。慣れているから、確かに使われていない点はあると思うんですけども、やはり、このさよさよサービスも使っていただく、利用していただかないと、折角経費を掛けて町も、大きなお金を掛けてですね、そういう体制をつくっているわけですから、本当に利用者の方も、その事はね、よくご認識いただいて、どちらのサービスも使えるように利用者の工夫も努力もしていただかないとですね、協力もしていただかないと、そのいくらでも、その経費を、片方では無駄な経費になってしまってるという事では困ると思うんですね。そうは、思われませんか。ですから、後困った事については、そういう事があったかどうか、それは、

担当課の課長の方から答えをさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、課長。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現在、福祉課の方で電話２台で受け付けております。特段今まで、２月以降トラブった事はないんですが、ただ、全て相手がお年寄りになりますので、中には、非常に耳の遠いお年寄りの方も利用されますので、ちょっと説明するのに、非常に時間が掛かるのと。それと、行き先とそれから迎えに行く場所、それから帰る時の乗られる場所等々聞きますので、若干親切に対応しているんですけども、１人当たりの電話時間が長くなってしまいうというのが、今後考えられる大きな問題点かなという事とっております。一度使われますとですね、その方も慣れられて要点が分かりますので、非常に早いんですが、初めての方については、できるだけ親切に多く使っていただくようにという事で、心掛けて対応しております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

５番（笹田鈴香君） まあ、困った事はないという事なんですが、先ほどの話しに戻りますが、町長がその矛盾してますと言われたんですが、例えば、私は、今タクシーの事だけ言ったんですが、さよさよサービスも結局初めて利用される方で、利用された方は、本当に言われるように、凄くいいという事で喜ばれているのは、本当に現実なんです。で、結局、南光の方が、毎日運行していたのが、１日置きになったという事で大変困られております。まあ、予約の人もあったりして、この曜日に行かな、月水金に行かなくてははいけない。その時に、さよさよサービスが使えないという事で、タクシーを使われると。今度そのタクシーの券も、もうしょっちゅう行かれる方は、病院通いされる方は、もうタクシーが６月ぐらいで切れてしまうんだという方も現実にあります。そういった意味では、やはり毎日運行と、そして回数券の制限を緩和するという意味をね、今後これからグングンこう、もっともっと大勢使われるようになると思うんですが、その時まで、また是非検討していただきたいと思います。それとですね、先ほどの、そのテクノのリハビリを利用されている方なんですが、現在そしたら、特例を認めているという事なんですが、どのようにされているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 正式にはですね、先ほど、町長が答弁いたしましたように、年末の地域公共交通会議で、このさよさよサービスの佐用町内というふうに、限定をした形で承認をいただいております。で、その町外まで乗り出す場合についてはですね、正式には、地域公共交通会議を開催して、そこで承認を取って運行区域の変更という手続きがいるんですが、特段の状況という事で、今現在は、申し込みの時に直接リハビリまで行きたいという状況の時ですね、非常に変則的なんですが、一旦、町境で、さよさよの看板を外させていただいて、それで、そこからは、いわゆるサービス運行、無償のサービス運行という解釈をしながらですね、当面、テクノまで、テクノのリハビリまで運ばさせていただいてます。これについては、あくまでも、イレギュラーな行為なんで、何とかですね、この方法を正式に開始ができるようにという事で、今陸運局とも、ちょっと調整をいたしてお

るところであります。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私は、この場でね、そういう実情は、答弁させていただきましとけども、課長言いましたように、法的にはですね、これはある意味では違法行為になるわけです。公式ではないんですね。ですから特例で、私の、まあ言うたら、責任、町長責任で、もうそこまではサービスしなさいという、だから、その方法が、今課長言いましたように、そこからは、町境からは、サービスと、完全に。料金をとって無料でという事で、まあ、その貼ってる看板を外してというような形をしますからね、あまり、これをですね、いろんな所でまた、こういろいろと質問されますと、これほなら正式になれば、交通会議をしてもですね、前回の交通会議でも、非常にまあ、その神姫バス等は、この難色を示しているわけですね。こういうサービスそのものに対して。だから言うたらまあ、変更ということで、もういっぺんこういう会議に出しますとね、また、他の地域にも影響してきます。ですから、その点はね、ひとつこのそれぞれよくご理解いただいてね、ひとつ対応をしていただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあ、特例ということで認めていただいて、ほんとにそれはすごくいいことだと思います。それで、もしこの特例なんですけども、他でね、そういうことがあればまた、認めれることはできますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう質問をしないでくださいということをお願いしてるんですから。特例中の特例で特にリハビリはですね、中核病院として、今これからもね、病院通いの方が多くいて、特にそういう他の交通機関もないところですから、今回特例でできるだけ工夫してやろうというということで、内々でやってる訳ですから、そういう質問をされると、非常に困ります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい。あの特例を認めていただいてありがとうございました。それでですね、まずその、この、どういうのかな、近畿運輸局へ問い合わせた時なんですけども、えっ、佐用の場合してないんですか、ということをもまず言われたんです。何でかという、やはり、南光でやってる時には、やっぱり町外ということで、結局中央病院や旧南光町から佐用町に来てた訳なんで、それを言われたんかなと思ったんですけども、それであの、それを言われたんで、ちょっと反対に聞かれて私も、そういう方法があるんだとい

うことで、いろいろ聞いておりました。すると、で、その事でいけないかということ、資料もらうまでに、ちょっと福祉課で尋ねると、結局町が事業所ということになってるんで、お金をもらって、有償運送ということになるんで営業妨害にもなるのでということで、ちょっと今検討中ですよという答えをもらってたんですが、結局今も、言われましたけども、この福祉有償運送の登録に関する処理方針についてという、自動車交通局長からの資料があるですけど、多分福祉課も持っておられますね。これを見ますとね、この変更はできますよと言われたんですが、ここ見るとやはり変更登録の申請いうところで、それほど難しくなくような、私が見ると難しくなくようなことが書いてあるんです。変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1から3号に定める申請書に、括弧3にあげる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長と複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長と宛て提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも、属することになった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行うものとするというんで、何かこれだけをみると簡単に変更、区域変更ができるように思うんですけど。であの、この平田氏もそう簡単そうに、もう届けをしてもらえればできますよと言われたんでね、その辺ちょっと、もう少し詳しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） 手続き上ですね、正式な変更届については、そういう様式になります。ただし18年の10月に、前にもご説明申し上げたんですが、道路運送法が改正されてですね、以前旧南光でやっておりましたそのサービスの当時は佐用郡内運行だったんですが、その当時は地域公共交通会議というのが、全然既定されておりませんでした。その後、昨年の10月以降がですね、正式に有償運送をやろうとすれば、必ずその陸運局の運用のなかで地域公共交通会議、いわゆる、地元で合意を得てあげていただかないといけないという、指導なりそれが、入ってきてですね、佐用町の場合も急遽交通会議を開かせていただいて、運輸局それからバス事業者、タクシー事業者等、入っていただいた中で運行区域を決定して承認いただいたという経過があります。陸運局に対するその書類上はその変更届で当然いいんですが、それまでに当面その、うち公共交通会議でご承認いただいた区域から変わるということですね、当然地域公共交通会議で再度、正式な承認を得てというのが、正式な手続きになるというふうに聞いております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まぁあの、でもこれから検討していくということなので、この質問は終わりました。予約の件なんですけども、土曜日にまぁ、1例をあげて職員をおいてはどうかということで、それは経費もかかるしできないということなんですけど、他に、この方法で考えられたことがあるかどうか、例えば運転手さんに、その受付の電話を転送する。携帯にね、転送するような方法なんかは、考えられたことはないですか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） 今のところ車内へ転送、車へ電話の転送体制もっておりますが、

それにつきましては、あくまでも運転中ということになりますので、いわゆる最小限に抑えたいということですね、その受付順まで車内で転送するというのは、ちょっと、当然無理かというふうに判断しています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあ、いろいろやっぱり慣れた人はね、その 10 日分でも 1 週間分でも前もって予約ができると思うんですが、やはりまだまだ慣れないという点もあって、これから周知もいろいろされるということなんですが、是非いろんな方法を議員のほうでもまた、考えなあかんと思いますけども、やはり特に担当課ではいろいろ、一般の人の声も聞いて、考えていただきたいと思います。何回も言いますが、やはり回数券の制限緩和と連日さよさよサービスの運行を検討していただきたいと思いますことをもう一度付け加えます。

次に、農業関係についてですけども、この農業所得の確定申告について、お尋ね、再質問をさせていただきたいと思います。結局納得して申告をしてもらったということなんですが、この説明なんですけども佐用で 120 人ほど、上月で 85 人。後その次、南光で 80 人、三日月で 50 人ということなんですが。この人たちは説明に来られて、納得して帰られたと思いますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 説明会の段階では、説明をお聞きになられてですね、その上で申告書類を作成されまして、それで 2 月、3 月期にですね、申告をしていただいておりますので、申告の説明会の段階で、その納得されたかどうかは分かりません。ただ、先ほど町長の方から答弁いたしましたように、今年度から収支による申告を行ったと。その方式変わった関係で、確かにあの手間暇かかる分はございますが、ただし、これまで農業所得標準の場合はですね、ご質問にもありますように、高額のですね、農機具なんかの経費につきまして、農業所得標準の場合は赤字になっておったとしましても、0 としてですね、収支は 0 として、農業所得標準の場合は把握するんですが収支の場合は、他の営業所得と同じようにですね、赤字の場合は赤字としまして給与所得であるとか年金所得とかからですね、差し引きができることになります。ですから、その意味でですね、他の営業所得なんかと同じような方式がとれるという点からですね、より理解が得られた。農家の方々の実際、ほとんどの方はあの、規模の小さい方はですね、赤字の方が結構多いんですね、収支の農業の場合ね。だからそういう実態からみまして、そういう実態が反映される申告になったという意味でですね、より納得が得られたんではないかというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、納得がいった人が多かったということでもいいですね。で、それでなんですけども、結局その所得標準の場合は今言われたように、やはり田んぼの、そ

の土地土地の値段で収穫が、獲高が決まってるから、結局たくさんお米が、水稻の場合、獲れた場合は得ですね。例えば、その分だけ余分に入るということです。得なんですけども、今回のこの収支計算でいきますと、やはり細かく計算できるので、大変やけども結局は、その人が赤字がきっちり認めてもらえるということで、納得されたと言われたと思うんですけども、私もそう思ってるんですけど。それでですね、それだけこの納得されていいものだと、思われてる訳ですから、私は、もっと説明をね、丁寧にしてほしいと思うんですよ。朝、鍋島議員も言われてましたけど、これは広報の2月号なんですけど、この書いてあるのを見てますとね、昨年と変わった主な点ということで、ほんとに農業所得のところでいうと、農業所得標準が廃止され収支計算書によって計算することになりました。だけなんです。ここで今言われるように、手間隙要りますけども、やってくださいと。すると、還付される人が多いですよ。そういうようなね、ちょっと親切がほしんですけども、その辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） できるだけ、丁寧なですね、説明ができるようには心がけたいと思うんですけども、個々のやっぱり収支状況によって必ずしもマイナスになるかどうかですね、分からない点もございますので、そういう点もですね、誤解を与えるような説明もやっぱり避ける必要もございますので、そういう点も配慮しながらですね、ご指摘の点につきまして、改善できる点は改善を進めてまいりたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 是非、改善を求めたいと思いますが、それと同時にやはりね、税務課の職員にも、いろいろあると思うんです。どの人がいいとか、悪いとか言うんじゃないかって、結局細かいこと言いますと、種物ありますね。大根の種とか、それをまあ、入れるか、経費に入れるかどうかということで、入れましょうという人もあれば、駄目と言う人もあるんですね。その辺もやはり農家の人の事考えて、是非そのなかに入れてもらって、少しでもその、結局商売してる人は、余りありませんからね。ですから、例えば豆コンみたいなものもはいるということは、自分とこの自家製品、自家のものもやってるわけですから、それも入るわけですから、やはりそういったものも、入りますよというように、やはり親切というか折角変わったんで、それと、やはりそういうことによって、佐用町の農業も守られて行く訳ですから、その辺もっと、もっとというか、より一層ね、親切な説明とそれから資料と、このただこれだけ書くんじゃないかって、もう少し、わかりやすい理解してもらいやすいような説明とその周知方法、例えば放送でもいいですから、分かりやすくして欲しいと思うんですけど、その点はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ご指摘のように、できるだけ分かりやすくですね、説明するように努力はしてまいりたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それとですね、ちょっと佐用町であったかどうかいうと、それは分からないんですと言われたんですが、例えば、小さな農家で、ある方が確定申告をされて、そしたら収支表が書いてなかったということで、ただの、ただの言うたらおかしい。8 畝、8 アールですね、8 アールだけしか作ってないんですけども、直接相生の税務署から書類が不足してるということだね、来た方があって、びっくりされたり、これぐらいで、なんでこんなこと言われるんや。言うてちょっとまた問い合わせたりして、でも出してください。少しでもあの反対にその収支に今年度からなりましたから、言うこと言われたんですけども、佐用町で申告されて税務署から返ってきたというようなことは、聞かれてませんか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 町通じてですね、申告を行いました書類で、今のところ特に佐用町の場合ですね、返ってきたというようなことは聞いておりませんけれども、申告内容によってね、税務署でも事後点検されますので、そういう際に指摘を受ける場合もあるかと思います。今のところ特に、耳にしておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） じゃあ、まあ、税務署に聞きますと、結局個人にするだけで、町には言っていないので、分からないかもしれませんって言うことではありましたので、個人的な事なんで、私も詮索はしてないんですけども、これからまた来年の申告も、これからずっとこの収支計算になるので、先ほど検討すると言われましたので、是非それをよろしくお願いします。

続いて、最後の、あっ最後じゃなくって不用農機具なんですけども、不用農機具、先ほど町長もいろいろ、集団回収、自治会長、自治会などから、その要望があれば、集団回収も考えたいということなんです。それから、住民の声を聞いてないということなんです。今私は、住民の声を聞いて、通告書に書いてしてるんですけども、直接町に、その人が言いに行かないと、聞いていただけないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、聞いてませんということを申し上げているので、笹田議員はまあ、聞かれたんか、分かりませんが、あの、そういうことはね、集団で皆でやることですから、それぞれの集落、自治会というものがあります。まずその自治会の皆さんの中でね、一緒にして欲しいということね、やっぱし、皆さんがやってもらいたいという要望がないとですね、一人だけのために回収できる訳ではありませんのでね、ですから、何にも一人の人が、私に直接言うて来ないとやりませんよということを言ってる訳ではござい

ませんから。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まぁあの、その方も一人じゃないんですけども、何人が言われて自治会長さんにも言いますということで、言われてると思うんですけども、まだ通じてないようですが、それとあの、やはり、この今金目の、金目の物というか、鉄とかが、高額に売れるので、言うことも言われましたけども、前回の旧佐用町の場合ですけども、この回収によって、一人暮らしの人とか力ないって言うかお年寄りの方がすごくコミュニケーションというか、近所のありがたさが分かったという事でね、そういった意味でもやはり、そろそろ考えていただきたいと思います。

続いて、危険な通学路についてということなんですけど、見に行きましたということで、町長も行かれたそうなんですけど、たまたま、この通告書書いたときなんですけど、締め切りの日なんですけど、建設課の課長が現場を見てきました。いうことだったんですけど、西河内の現場なんですけど、見に行かれたということなんですけど、結局その見てくださいというんか、その声を伝えたときに、なぜ見に行かれなかったのか、行かない間に、断られたのかっていうことが、私は不思議なんです。で、これはちょっと西河内だけを取り上げると、細かいことなんで、一般質問でしなくてもいいんかも知れませんが、ただ私が言いたいのは、同じようにその危険なところであるのに、片方に行って、片方に行かない。それが町有地だから行ったとか、行かないとか、そういうね、町としての町の、行政の姿勢をね、私は問題として取り上げたいんですけど、その辺は、あっそれと、お断りしますが、もう一つ言いたいのは、課長が建設課長が言われたんですけど、教育委員会に言われて行きましたと。で、今は管轄としては違うんですけどもということも言われたんですけど、結局ね、そうやってなぜ最初に言ったときに行かれなかったのかなというのが、結局町の姿勢として、私はお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） あの、答えにならんかも分かりませんが、私が私ですよ、私が一番最初に聞いたのは、教育委員会を通して聞いたんです。こういう問題があるんやけどと言う事で。じゃ大変だということで、私が行けませんでしたので、私とこの職員に直ぐ行かせました。写真もデジカメ撮ってこいと。言うことで見まして総合的に判断して、町長お答えしましたように、議員もご案内のとおり道路たくさんあります。その道路の管理条例の中にね、第3条だったと思うんですけども、町道は、通常の維持管理はね、受益者、住民の方々の協力を得て行うとあります。そのなかで今回は、農地とか、そういう問題じゃなくて民地なんですよ。そこまで町がどうこうするという分は、私は該当しないと思いましたので、私とこの範疇ではないと。いうふうな判断をしましたので、笹田議員にお伝えをしました。そういう経過ですから、聞いてすぐ行きました。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それは私も、すぐ行ってもらったんで、すごくあの、いいと思ったんですけど、その前の時点でねあの、まあ課長はその時しか聞かれなかったんかも分かりませんが、結局私が聞いたんは、1月の細かいことと言うとおかしいんですけども、1月の終わりに31日、29日か、31日に聞いて、2月の初めに行ったんです。そしたらその時がもう、全く多分見られてないと思うんですけども、で、豊福大木谷線の場合は行かれて、自治会長さんも言われたから行かれたんだと思うんですけども、その結局、そこも通学路ですから、たまたま行かれたときはどうもなかったと思いますけど、大雨が降った時とか、それからイノシシがすごく蟹を探すのに、ほじくって石が側溝へ落ちてまた町道にごろごろ落ちてることがよく、もう、しょっちゅうあるんです。たまたま今のところ大雨も降ってませんし、その地権者の方も言われてるんですけども、結局ボランティア精神というか、まあ自分とこの土地でもあるんですけども、子どもらが危ないから除けてあげるという気持ちもまずあって、これから年にとってできないということ、その人が一番には言われてるんです。それを、あのまあ、町として、やはり、そういう事聞いたらね、やはり、住民の安全というか、町民の安全安心ということも考えて、やはり、今回は課長が聞いてすぐ行かれたんは、認めるというか、分かるんですけども。やはり聞いたときに一応民地であれ、なんであれ、一応、通学路なんで、ぜひ行って現場を見る。また、地権者と話し合う。納得がいけばそれでいい訳ですから、もし、事が起きてからでは遅いんですけども、まあ、それまでの、その地権者とか話し合いというのをね、やはり教育委員会から言われてということで、学校とも勿論話し合いされていると思うんですが、そういった態度ですね、私が言いたいのは、同じ通学路でありながら、なぜ行けなかったのかという、例えばの例であげてる訳ですが、もしこれからもこういうことがあったらあかんし、やっぱり、今までにもそういうことが何回もあったと思うんでね。やっぱり聞いた時には、今課長が言われたように、是非、その現場をまず見に行くっていうのが、私は言いたいわけです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） あのそういうですね、町道の管理につきまして、何か笹田議員の方はそういうその、担当者の方もですね、そういうことを聞いても放っておいて、中々行かないようなふうに言われてるように感じるんですけども、私はもう担当者なり、私もそういう状態で、何か危険があるとかいう時には、すぐ担当者の方は行かしておりますしね、行ってると思っております。でまあそれが、通学路とか通学路でないというのはまた、また別、通学路は余計そら、危険についてもね、充分注意しなきゃいけませんけども。やっぱり、町道である以上、町道の管理としてですね、それはもう、そこを子どもが通る通らない別にして誰が通るかわかりませんから、その点については管理を十分に行っていくと。で、今回のところはですね、私も見ましたが、その農地が私有地があってですね、その管理が十分できてないから水の水路がですね、道が変わって農地を流れてしまってるというような状態になってるんですね。ですからまあそれから出てきた土砂とか石とは、そういうものが町道にあれば、それはまた町としても除去して始末していきますけどもね。やはり、土地の管理をしていただかないと、そういう危険が及ぶ訳です。それはやっぱり、まず、大きな災害であればね、災害としてのまた対処もありますけども、通常の土地の管理というのは、やっぱり地権者なりその農地の所有者もですね、やっぱりしていただかないと。そのことは、地権者の方にもお話をさせていただいてると思うんですけどもね。ですからまあ、そのそういう状態があれば、ほんとにあの、私も聞けば私自身も行

くようにしてますし、担当者の方はもちろん、やっておりますからね、そこが行かなかったとか、行ってないとかというような、そういうことをちょっと言われてるのは、非常に誤解ではないかなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。後5分です。

5番（笹田鈴香君） はい。まあ、行った、行かないということになってしまいましたけども、そうじゃなくて、それも勿論ありますけども、やはりあの結局、他の面でもそうなんですけども、何かを言いに行ったときに、自治会長さんを通さなくてはいけないとか、そういうことを、まず言われることが多いんです。全部じゃありませんけどね。だからそういう町としてのその姿勢として、やはり、あの町民の声に耳を傾ける。というような意味で、行政の姿勢を町民のために耳を傾けるという態度で、全部が全部違うと言ってる訳じゃないんですが、やはりそういうことも見受けられるので今後、気をつけていただきたいと思ひまして、質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい。ここでしばらく休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。再開を午後2時45分といたします。

午後02時28分 休憩

午後02時45分 再開

議長（西岡 正君） それでは全員お揃いですので、休憩を解き、再開をいたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。

平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。はい、平岡君。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番（平岡きぬ糸君） 日本共産党の平岡です。私は3項目について、質問を行います。

まず最初に、農業振興について伺います。農業振興の組織化が農家の生産意欲を向上させる上で、早急な稼働が必要だとの関係者の声があります。組織の具体化はどのように進められておりますか。現状についてお願いします。またナス、メロン、スイカ、自然薯など合併前に補助を受けていた苗代の補助を打ち切られた農家があります。農業支援策として復活することが大事ではないでしょうか。実態はどうなっておりますか。よろしくお願いします。

つ目に、今年のひまわり祭りについて、実施時期など関係者との話し合いはどのように行われたのかを伺います。生産販売などの関係者には今回実施時期についての相談がなかったとお聞きしました。担当は観光振興課のみかどうか、農林振興課はこのひまわり祭りにどのような関わりになっているのかを伺いいたします。基本的な事柄でありますので、よろしくお願いします。ひまわり祭り栽培は、旧南光町で平成2年、景観作物として4へ

クター、20万本のひまわりを集団栽培したのが始まりで、全国農村景観百選にも選ばれました。その後ひまわりの種まきの時期をずらして花の観賞時期を延ばす工夫も行われています。高校生や中学生などが世界のひまわり栽培を行い、収穫した種から油を絞り、「ひまわり油」を使った料理をするなど、食育にも活かした取り組みが行われています。また、農産物を販売する農家も増えるなど、地域に輪が広がってきています。種子は収穫後、ひまわり館でひまわり油や関連の商品として、特産品として販売されており発展してきているところです。年間、15万人近い観光客が期間に訪れる状況がありました。合併後、集客数はどのようになっていますか。お願いします。佐用町のイメージアップで町の活性化につなげていけるよう、取り組みにしていける必要があると、私は思いますが、町長の見解をお願いいたします。

2項目目に支所機能の充実・強化について伺います。19年度に南光支所の改築が行われます。支所の機能強化は、合併協議会の確認事項です。合併協定の1番目に自治体の存立に関わる基本的な事項として、そのなかで、事務、機構及び組織体制の取扱いについて明記しております。その1つに新町の組織は、住民サービスが低下しないよう十分に配慮する。2つ目に、新町の事務組織及び機構は、新町における事務機構及び組織体制の整備方針に基づき整備するとあります。新町における事務機構及び組織体制の整備方針は、新町の事務及び組織体制の機構については、現有する各町役場を有効活用するものとし、住民福祉の一層の向上を目指して、以下の事項を基本として整備するとあり、6点にわたって書かれておりますが、その第1に掲げられているのが、住民サービスが低下しないように、十分配慮する。2つ目に住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。3つ目に住民の声を適切に反映できる組織機構とする。4つ目には、各種の要請課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。云々とあります。支所には、総合窓口課と現在地域振興課がありますが、職員が平成18年度と19年では比較して、減ってきています。これは支所の弱体化につながるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

つ目に、老人会や遺族会などは、行政の作った組織ではありませんか。その実務などはこれまでどおり行政の責任で行うべきではないでしょうか。

つ目として、支所機能の強化には現地で住民の要求にこたえられるよう、権限をあたえる必要があると思いますが、この点、いかがでしょうか。

3項目に草刈作業について伺います。草刈作業は、危険な作業であり専門業者に任せるべきではないかと思いますが、町の基本的な考え方をお願いいたします。特に、河川等は県の責任で管理すべきだと思いますが、その実態はどうなっていますか。町道の草刈作業について、補助制度を作ることを町長は公言されています。基準の内容を明らかにしてください。また、その基準内容について、関係者への周知については、どのように行われたのか、今年度についての実態をお願いいたします。よろしくご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。質問が非常にたくさん多岐にわたっておりますが、少し時間がかかりますが、よろしくお願いします。まず農業振興について、農業振興組織の状況であります。農業振興会の各部会代表者の説明会を昨年7月に旧町毎に開催をいたしまして、目的が同じ部会等については、統合をしていただき19年度には、新しい農業振興会を設立する方向で、昨年9月に加入申請をしていただきました。現在30の部会の申請があり、先月下旬に各

部会の活動内容等のヒアリングを実施をしたところであります。このヒアリングをすることにより各部会の活動実態が明らかになるとともに、より部会の活動意識が高まることを期待しております。現在各部会において、それぞれの目的に応じた活動が行われておりますが、今後においては、組織充実のため各部会の代表者による佐用町農業振興会の設立を目指しているところでございます。各部会への助成は、活動に見合った助成金のあり方とするため今後もヒアリングを毎年続けていくことを計画しております。

次に、苗代等の補助についてであります。先月にヒアリングを行い各部会の補助金を算定していきましたが、苗等の補助につきましては、旧町それぞれの特徴があり補助金が出ていた町、出ていなかった町と統一をされておりました。基本的に種子苗代助成は、廃止の方向とし、新たな取り組みを行う部会についてのみ内容を検討のうえ、3年を上限として助成することで検討しております。合併後の佐用町の農産物特産品目としては、旧町の主要農産物を引き継ぎもち大豆・ひまわり・そばについては、引き続き種子もしくは数量助成を行い、定着化を図っていく考えであります。

次に、ひまわり祭りの取り組みにつきましては、議員ご承知のとおり転作作物の景観作物としての作付けから端を発したものであり、栽培団地の打ち合わせ会、栽培作付け調整会議、推進会議、実行委員会、出店団体打ち合わせ会を経てイベント期間を決定し、実施をいたしております。昨年は、7月16日から31日までの16日間実施をいたしました。今年度につきましては、参議院選挙が期間中に予定されていることから双方への職員配置を勘案して7月21日から8月5日の16日間に決定をさせていただいたところであります。ご質問の野菜などの生産者に声がかからなかったとの事ですが、農作物生産者においては、団体組織の改編中であったため個々の生産者には連絡はいたしておりません。ただ一生産者からの問い合わせがあり、先ほど述べた説明で理解を得ているところでございます。また、ひまわり団地作付けを全体的なものにしてはどうかのご提案ですが、各旧町地域においては、ひまわりと同様に、もち大豆、蕎麦など町の農産加工品の原材料生産のため消費販売のバランスをとりながら、それぞれの地域で団地化に取り組んでいただいている現状でありますので、ひまわりだけを拡大することは、考えておりません。また、地域づくりのなかからイベントのために作付けしたいという希望がされるような場合には、作付けをしていただければいいのではないかと思います。

次に、支所機能の充実強化という事についてであります。合併後の職員の配置につきましては、全体の職員の数や各部署における事務量等を勘案し、適正な職員数を配置して、職員一丸となって業務にあたっており、支所につきましても、合併当初からそれぞれ業務について、住民の皆さん方の支所への来庁等もかなり変わってきております。そういう中で現代の段階で支所の弱体化というようなことにはなっていないというふうに思っております。特に南光支所においては、現在、総合窓口課と地域振興課の事務所が分かれておりますが今回改築する庁舎では、両課が一緒に業務ができるスペースを考えておりますので、今までより全体で充実したサービスが提供できるように今後も努力をしております。

次の、老人会や遺族会の実務をそれぞれの組織でやるようになっておりますが、組織の性格から当然行政が責任を持つべきではないかとの事ですが、概ねの老人会、遺族会の町全体の事務は、担当課、福祉課で行っております。団体にもよりますが旧町単位に支部等の下部組織を設けて活動しておられる団体については、できるだけ自主運営をしていただくようお願いをしておりますが、印刷など団体でできない部分については、支所へ相談、協議をしていただければ結構かと思います。

次に、支所機能強化のために、現地解決ができる権限を与える必要があるのではないかということですが、内容によってはそれぞれの担当課と協議しなければ解決できない問題もあると思いますが、基本的には支所でできることは、支所で判断し、実施し解決

するようにしておりますので、権限を与えるを与えないということとかという、一概にはこれは言えないと思います。

次に草刈作業について、町の基本的な考えを問うとの事でございますが、佐用町内には、国道 2 路線、県道 21 路線ならびに約 1,830 路線の町道があり、これらを合わせた総延長約 900 キロ弱あります。国道県道につきましては、県により基本的に最低年 1 回、主要な路線にあれば年 2 回の草刈を業者委託して行っていただいております。町道にあっても、原則管理者の責務とは承知はしておりますが、全路線、草刈作業実施は財政的に大きな負担であり、その負担が結果的にはまた住民負担になる訳でありまして、どうしても町内道路の集落内道路の路肩や農地地先の法面は、集落あるいは農地耕作者で実施していただくようお願いをしているところであります。今後においても、これらの箇所については、集落内外の環境美化あるいは農地保全の観点から引き続いてお願いをし、それ以外の箇所での草刈作業の有償での委託を本年度から自治会のご理解をいただいて実施の予定であります。その内容については、後ほどの質問のなかで、後ほど答弁させていただきます。

次に、河川などは本来県の責任で、危険な作業であり専門業者に任せるべきではという、思う、実態はどうかということですが、佐用町内では、唯一の 2 級河川、千種川にかかる支川あるいは小支川は県が管理し 2 級河川以外のいわゆる普通河川は、基本的には町が管理をしております。護岸工事等のハード事業や河川内の障害物の除去また維持管理としてのクリーン作戦事業などは、各管理者が基本方針の決定を受けて河川整備を行いますが、議員お尋ねの草刈作業は主に、河川愛護月間の 7 月を中心に地元関係沿線集落住民の方々が自主的な活動として取り組んでいただいております。このことは決して行政からの強制的な押し付けではなく、従来からまた新町にあっても「ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用」を合言葉に、新町まちづくりや町総合計画の基本目標に掲げております。佐用町最大の財産の美しい水と緑、豊かな環境の保全、水辺の活用は地域をあげて取り組みましようとの運動の一環として活動していただいているものと受け止めておりまして、河川清掃による環境美化は、今後とも集落で相談協議していただき可能な範囲で安全第 1 で事故のないように取り組んでいただければ、幸いと思っております。

最後に、町道の草刈に補助制度を作るとの事だが基準や周知についての実態ということの質問でございます。議員もご承知のとおり旧町ではそれぞれ草刈作業の対応に違いがございました。そこで合併協議会・建設部会での町道路肩の除草作業を実施した自治会に対して、自治会長の請求により年 2 回を限度として作業量に応じた手数料を支払う。単価は合併後調整する。自治会において対応できない箇所、路線にあつては、シルバー人材センターに委託をするとの調整結果を基本として、昨年の 11 月に佐用町連合自治会役員会でのご理解を得て 12 月にそれぞれ旧町ごとに開催された連合自治会で説明し、質疑応答を踏まえて、この平成 19 年度より次の内容で実施することといたしております。

まず、委託対象路線は、初年度の 19 年度は旧町で取り組んだ路線としかつ現場踏査の上、集落内及び農地の法面箇所等はカットをさせていただきます。以後、新規対象路線の要望があった場合は、現場踏査の上、予算の範囲内で次年度以降、対象の可否を決定させていただきます。委託先の順位は、まず該当集落に声をかけさせていただき集落で対応が困難な場合は、シルバー人材センターに、シルバーで対応できない場合は森林組合あるいは土木業者の順でお願いをしていきます。委託単価につきましては、該当集落にお願いする場合は、メーター当たり 20 円とします。それ以外にあつては清掃作業内容を精査の上、委託先との単価交渉に臨みたいと考えています。集落への委託回数は、年 2 回とします。今後の事業推進に当たり、尚課題が生じた場合には、内容の見直しも逐次図ってまいります。

以上の内容でございます。具体的には、先日来より集落対応の可否を聞いている段階で

して、今後は集落対応ができない路線の手立てをし、地域住民の皆さん方のご支援をいただきながら、良好な道路環境の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。以上で、平岡議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 最初にあの、農業振興組織のあり方について伺います。

旧町ごとに部会で相違があったということで、各所の部会に精査するというか、統合していくということで、されたというお話です。回答でしたけれども、活動に見合ったものにしていくという事でそれぞれの部会の代表の方に来ていただいて活動内容を事情聴取じゃないですが、事情を聞かれたということなんですけれど、それにあたって、今年度 18 年度はまあ、合併後直後だったので、そういう形をとられたとはお聞きしたんですけれど、19 年度についてはやはり 18 年度と同じような傾向ではなかったかと思うんですけれど、その点、組織化に向けた発展した形で取り組みがされたんでしょうか。よろしく、その点お願いします。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 5 月の中旬だったと思うんですけれども、各部会からですね、代表者が来ていただいてヒアリングを受けました。18 年度の実績と 19 年度の計画書も持って来ていただいて、部会の活動内容、そういった内容も踏まえてあの、お聞かせ願ひ、それからまあ、助成金についても旧町ごとそれぞれ違っていたんですけれども、18 年度については、今まで合併前の助成金ということで交付さしていただいとります。今回はですね、活動内容また予算も見さしていただいて財源に余裕がある部会もありました。それと活動内容もあります。そのなかで、部会についても、助成金については、プラスになる部会もあれば、減る部会も出てきました。そういうことで一応まあ、ヒアリングをするなかで、部会長さんにも理解をしていただいてですね。減るところについては、ちょっと減らしていただきますけれども、これからまあ、いろんな行政指導言うんですか、いろいろ意見も言っていて、またこちらの方からもいろんな研修そういったことも指導もさしてもらいますというような内容も言っております。実質的にヒアリングさしていただいた内容からしますとですね、やっぱり各部会の役員さんについては、非常に熱心であるなど。というような判断をしております。ですからここ当分の間ですね、こういうようなことを続けさせていただきたいと。いうふうに思っております。補助金につきましては 6 月、5 月の下旬にですね、決定を、町長決定していただきまして 6 月初旬にですね、通知を出さしていただいて、既にまあ、19 年度から事業も始まっておりますので、補助金についてもできるだけまあ、6 月下旬にはですね、交付さしていただくような文書を出さしていただいております。組織につきましてはですね、こういった構成部会をもちまして振興会を、今後ですね内容も検討しながら立ち上げていきたいと、いうふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 各部会でのそういうヒアリングを通して実情を把握して、そして、組織部会については、これから作っていくということで理解さしていただいてよろしいんですね。よろしいんですね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この、あの新町での農業振興会というのはですね、昨年12月に申し込みをしていただいた新しい組織の部会長さんにですね、説明もさせていただきました。各部会の代表者によっていただいて新しい新町での佐用町の農業振興会という組織を作って今後組織化で作ったなかでですね、活動をしていきたいということを言っておりますので、それに向けてですね、今後佐用町の農業振興会をですね、設立していこうと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 補助金などについては、もう実際動いてる訳ですから、前年度並みの補助がそれぞれバランスよく配分されたというように回答あったんですが、組織を作るうえでは、関係者の声として農業のその部会は勿論ですけれども、いあゆるＪＡ、農協とか普及所も入った組織を作って、きちんとしたものにしてほしいということやそれから各部会のそれぞれの構成員であるとか、そういうものについては、部会関係者は、他の所についてはちょっと知る材料がないんだということもお聞きしています。そういう点ではあの、合併してそれぞれの取り組みに違いがありますので、一堂に会すというか、その役場が中心になってその組織の関係者の人が納得できる組織化に向けた取り組みというのが、私は求められていると思うんですけれども、そういうことについて規約を作ったり、そういうこれまでの積み上げがある訳ですから、そういうものも活かして、組織化を検討していくっていう場を設けていくということは、まず取り組まなければならないことだと思うんですけれど、そこらへんは、具体的にいつごろ、組織化に向けて、そういう場を設けようと考えておられるのか、今の時点でのことをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） それぞれあの、旧町時代には、農業振興会があったと思います。現在は、全て解散はされておりますが町のほうもですね、ＪＡとか普及所、定期的な協議も行ったおりますので、そういうような部会についても、関係されております。そういったことですね。調整しながらまあ、組織化をしていきたいと思っています。過去の旧町時代の組織のこともあります。ですからそういった内容については、調整しながらですね、今後、「いつ」いうことではないんですけれども、現在では一応部会としてですね、補助金を決めさせていただきましたので、後は、組織化に向けてですね、順番に進めていき

たいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ではあの、2 つ目に組織化とも関連しますけれども、苗代については、基本的には廃止ということでは言われたように思ったんですけど。その点は、特産品のもち大豆とか蕎麦、ひまわりについては、定着化に向けた種子などの援助はしていくということだったんですけども、旧町でいうところの南光の場合は、スイカとかメロンとか、そういった茄子もそうですけれども、苗代に対して補助がありました。これは合併とともに廃止になっているんですけど、そういった苗代の関係については、組織化とはまた別個のまた2本立てとして、農業の振興策のひとつとして、復活する考えはあるかどうかお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 旧町ごとの、その捉え方が違ってございまして、旧南光町では今わけてました苗代の助成がありました。私どもの農林振興課としましては、ある程度部会ですね、そういったものを新しく植栽され、栽培されるものについては、3カ年間にについては、助成をしようとしてそれ以後については後は部会のほうの努力で頑張っていたきたいと。というような考え方を今しております。ですから今まで出ていたメロンとか茄子とか、自然薯ですか、そういった助成についてはですね、一応まあ当初の目的が達成された。後は部会の方で努力してされておるという判断をしておりますので、今後こういった方向でですね、新たな部会、そういったもので新しく栽培をやろうとされる場合はですね、3カ年間という期限をきった助成を検討していきたいというように思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それじゃあ、次にひまわり栽培の関係で伺います。今回ひまわりの栽培については、既に種付けが済んで、ずっと大きく育ちつつあるわけですけど、そのひまわり祭りが去年に比べて1週間ですか、その選挙の関係で遅れたと言われたんですけど、参議院選挙はむしろ7月22日投票なので、何故21日になったのか、ちょっと、事務的な関係からいくと、余計に役場の方は、実務上大変じゃないかと、まあそういうふうに、外から見て思ったんですが、そこらへん、決めることについて、日にちは確定されているわけですけど、農産物の、その生産者に対して連絡がきちんと取れていなかったという声についてなんです、まああの、作付していくのに苗の注文の時期もあるので、そういったことについて、丁寧なね、対応が取れなかったというのは、そのどんな今回、要因があったんでしょうか。

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 参議院選挙が7月22日に予定されております。で、22日が投票日としますと7月の6日から21日までが期日前投票の期間でございます。ひまわり祭りと期日前投票に職員がかかりますので、そこらを勘案した結果、昨年度より1週間遅らしたという経緯でございます。それから農業振興会の方につきましては、連絡につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、組織改編中でありまして、代表者がまだ決まっておりませんでした。ということで、個々の農家にそれぞれ連絡をするわけにもいきませんでしたので、それ以前にひまわりの作付け栽培団地の打ち合わせ会なり、栽培調整会議をもっておりますので、そこらのなかから、地域のなかでこう、話がいくんじゃないかということも思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） いやその、地域のなかでうまく連絡がいくかもしれないではなくて、役場のその担当者として農林振興課とその観光課との、その連携というか、ひまわり祭りは大きなイベントだったんですが、そこらへんであの、うまく連携がとっているのかなど。ちょっと、そういう具体的な疑問の声を住民から聞きましたので、思いました。それで、観光課と農林振興課では、この祭りの関係については、どういうあの、組織的に横の連携といいいますか、町としてどんなふうに取り組みをしていこうと思っているのか、そこらへんは、どうなんでしょうか。その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） ひまわり祭りの推進会議につきましては、農林振興それからまちづくり課、財政、総務、南光支所等の職員で構成しております。それ以前にひまわり祭りの栽培団地の打ち合わせ会なり、ひまわり栽培作付け調整会議等につきましては、農林振興課と商工観光課の方の職員も、入らしていただきまして、その会議で調整をさせていただいておると。農林振興課と商工観光課は隣り合わせの事務所でありますので、随時、逐次連絡を取り合いながら、会議に出席をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 町の取り組みの関係で、いろいろとあの、お客さんが来る人数などについて、ちょっと最初の質問で伺っておりますけれど、集客数などは、具体的には去年の場合はどうだったんでしょうか。全体に見て、かなり少なくなったんじゃないかと、感覚的に思うんですけど、その点、具体的にお願いします。

議長（西岡 正君） 商工観光課長。町長。

町長（庵逄典章君） 課長、報告してないか。

商工観光課長（芳原廣史君） しました。

町長（庵逄典章君） 去年はですね、天候が非常に不順で駐車台数も少なかったということで、これはもう天候のことですから仕方がなかったと。同じように開催はしておりますけどもね。10万人切ってるんですね。

〔商工観光課長「7万5,000人ぐらい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 7万5,000人くらいだったというふうに報告をさしていただいたと、思っております。

それから、今ついでですから、この生産団体とのですね、調整がうまくいかなかったと。私も実行委員会のなかで、そういう話を聞かしていただきました。まあ、ひまわり祭りの間に、いろいろな農産物の販売を計画をしていくとですね、やはり1週間違うと、種付けがですね、種まきが遅れたり、早いというのと、かなり影響があるそうです。そういうなかで実際に作付けをしようとする人がですね、連絡が遅くて間に合わなかった、ちょっと遅れたというような事態があったようです。この点についてはね、今回まあ、こういう、その参議院選挙の形の中で従来より日にちが変わったということの連絡が、十分にできなかったということで、この点はもう、しょうがない。反省事項として、今後、そういうことがないようにね、よく連携をとってということで、ひまわり祭りをこの全体については、商工観光課が主管してましますけども、当然そういう農業団体との調整なり、いろんな推進については、農林振興課一緒にまた支所の方がですね、一体となってやっておりますのでね、これは従来からの形で今年度も実施をしたい。というふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） この質問通告であの、ちょっと誤解があったなと思ったんですけども、回答の中で思いましたが、作付けを南光で始めて、新町として取り組みにする必要があると思いますがというふうに書いてる部分は、これは、新町では、それぞれ特産品があります。ひまわりを全町に広げという意味で、これは問うたのではないんです。まあ、佐用は、こんにゃくがあり、上月には、もち大豆、三日月には蕎麦というふうに、農業関係では、そういう特色ある今までの積み上げがあります。またいろいろな自然環境についても、佐用が星空で上月蛸、三日月も蛸とか、そういう重要な町のテーマが、それぞれ旧町ごとに、特色がありますから、そういうものをつなげていって、町の活性化につなげていけるように考えてはどうかと。だから特産品なんかについても、ひまわり祭りのなかで、うんとお客さんにたくさん来てもらって、そして、経済的効果が上がるようにしてはどうかという、その今まで以上に取り組みを強化したらどうかという、そういう意味で質問したわけで、作付けを広げという意味ではありませんので、よろしくお願いします。

町長（庵逄典章君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのことであればですね、平岡議員もご存知のように昨年から新佐用町のひまわり祭りとして、実施をするようにしておりますし、そこに農業団体またいろいろと出展をしていただく方ですね、全町から出展をしていただいております。そのことは平岡議員も十分ご存知だと思うんですよね。今年度に当たりまして、そういう名前もですね、佐用町南光ひまわり祭りという形で、佐用町のひまわり祭りとして実施をしているということです。ですから、あえてまあそういう設問されると非常に私も、誤解をしますし、当然こういう質問されるのであれば、全町に作付けをして、もっと広げというふうに、とっても仕方がないような内容であったということです。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬえ君。

18 番（平岡きぬえ君） それじゃあ、ひまわりから離れまして、2 番の支所機能について、農業振興から離れるという意味です。支所機能のことですけれど、これは、合併協の確認事項として、窓口、支所でやられる仕事のことで、老人会・遺族会というのは、例としてあげたんですけれども、他にも草刈の関係にも関連してきますけれど、自治会組織そのものが、全体で合併に伴って 142 ですね、大きくなりました。それぞれ地域で様々な課題を、あるわけなんですけれども具体的な、その相談について支所に対応ができるようになっているのかどうかということなんですけれど、それぞれ部署部署で、本庁で組織がされているので、その点、合併に伴って自治会の総会はあるけれども、ひどく広い場所で、たくさんの人が居る自治会のなかで、一方的にというか、行政からのたくさんの報告があって、それに対して様々な課題について、きめ細かな相談ができるような、そういう状況じゃないというのを聞いているんですけども、そういう点で、その支所のあり方について、自治会長さんなんかの、そういう声というのは、住民の声が中々行き届かないものの具体的な現われではないかと思うんですけど、その点が 1 つと。老人会とか遺族会そういった実務について、組織として住民課ですか、福祉課で対応してるということなんですけれども、実際、旧町の時の対応とは、後退している、低下しているというふうに関係者から強く聞くんですけど、そういった点は、役場の仕事として、できていないのではないかという、そういうふうに聞くんですけど。その点は、住民のそういった声については、どうですか。お答えください。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 近にあの、町全体の自治会長会を行いますとですね、142 集落の自治会長さん集まると。中々それだけの時間もありませんし、限られておりますし、皆さん方からきめ細かいお話を聞かしていただくことが難しいのが現実です。しかし、その為にはですね、各旧町ごとのそれぞれの連合自治会のまた、会議もやってるわけです。ですから、現実そのひとつになれば、1 回の総会ですむというようなものなんですけど、そうじゃなくって、やはり、地域毎にもいろいろな特色もありますし、実情もあります。またそういうことで中々十分に協議をする時間もないということで、あえて、各旧町ごとの自治会

長会を開催をして、また、その地域ごとのいろんな話も聞かしていただき、協議もさしていただいておりますのでね、そういう意味では別に旧町合併する前の、自治会長会なんかと、何ら変わらない対応をしているというふうに思っております。個々のそういう団体との事務的な取扱については、ひとつになった団体また各また旧町ごとに残ってる団体いろいろとあると思いますけども、できるだけ団体の自主的な運営ということは当然お願いを、これまでもしてきましたし、してきますけども、必要なことについては、それぞれの担当課そしてまた支所でできることは支所でも対応さしていただいているというふうに思っております。具体的にどういうことがね、低下なのか困っておられるのか、そういうことを聞かしていただければ、できることはまた、それに対して対応させていただきますので。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） あえて、言えということなんで、その老人会なんかの実務をされている方、また遺族会の実務をされている方、当然、その高齢な訳なんですけれども、案内状出したり、そういうもの作ったり、それから総会の資料作ったり、そういうことは、かつては行政の方で、手伝ってもらってたんですけれども。それが合併に伴って、それぞれの組織でやってくださいという形で投げ返されて困惑されているんです。それらについては、旧町毎のやり方が違ってたようにもお聞きするんですけれども、南光の場合は、役場の担当者が丁寧に対応していましたので、その点合併に伴って変わったなという、すごい強い印象というか、実際に困っておられますので、そういった対応について、合併に伴ってサービスを低下させないと言ってるのに、実態が違うんじゃないかという、そういう声なんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長なり、支所長の方からですね、実情をまた、ほなら答弁させていただきます。担当課長。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 直接、名前の出てきました老人会・遺族会等の名前が出てまいったんですが、これも先ほど、町長が答弁で申されましたように、佐用町全体の事務、特に県・西播磨等の上部団体等の付き合いがありますので、その辺につきましては全部、担当課、私の方の福祉課のほうで、実施をさしていただいております。ただ今回平岡議員ご指摘のあれにつきましては、いわゆる旧南光でいえば、いわゆる南光支部としての活動の対応という形になろうかと思うんですが。この分につきましては、先だっても老人会の役員会に、地域振興課の団体担当の担当者出席していただいて、老人会全体の流れもつかんでほしいというような調整もしておりますので、少しは、特に南光支所の場合は、少し人間的な信頼関係の問題もあってですね、うまく意思の疎通が図れない面もあるのかなと思うんですが、基本的な形では、そういう格好で特に老人会なんかは合併前に、老人会の方で自主的に判断されて、いわゆる支部活動については、自主的な運営をやろうということを、老人会全体のなかで決議をしていただいておりますので、その後、行政の持つ分野と老人会の持つ分

野というものを、既に細かく決定さしていただいて、その後引きついでおりますので、その辺の、特に合併後は新しい会長等就任された場合は、その旨がはっきり伝わってない件もあるかなと思うんですが、基本的には、そういう対応でのぞまさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、支所長。南光支所長。

南光支所長（森崎文和君） ただいまの件につきましては、当初従来まゝ、旧町からすると、老人会のほうへ事務的なことはお願いしますということで、実際変わっております。そういうことについては、当初よく説明さしていただいて、ご理解願っていたと、私は思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まゝ、そういう実態があるということです。

それから、草刈について伺います。区長会全体であのまゝ説明があり、それでされたということなんですけれども具体的に説明会は、その言われた基準なり、そういったものについては、文書で配布するとか、そういうことはあったんですか。ちょっとその、3点目の草刈のことについてお願いします。

議長（西岡 正君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） 先ほどあの、町長が答弁しましたように、今年の 11 月 16 日にまず、佐用郡の役員会で諮らしていただいて、基本線のご理解をいただいて、その後 12 月に旧町 4 地区の説明会をさしていただいております。そのなかには当然資料もお付けして、考え方も述べさしていただいて、町長が言いましたように、質疑応答も経まして、ご理解をいただいたということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それはあのじゃあの、説明したにも関わらず、きちんと聞けてなかった人が悪いんだというふうに聞こえたんですけど、そうなんですか。

建設課長（野村正明君） いやいや、どういうことをおっしゃとんですか。内容分かりませんけども。

町長（庵逄典章君） そういうその、聞いてないのが悪いのかと言うてるんでなくて、そういう説明をしましたか。担当者が言うて、担当者はいついつしましたという答弁をしてるんですから、それ以上のことを、その今の言い方されると、どういうふうに答

弁していいか、分からなくなりますよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、実際に草刈の関係については、必要なところがあるんですね。そこについては、町のほうが補助を考えるといているので、いうことで、早めに自治会長さんとしてはやね、対応、説明があることを期待されているんですけど、そのことについては全然記憶じゃないですけど、当局から説明があったというふうな認識にはなっていないので、そこら辺について、どのような説明がね行われたのかなと。私はそれを聞いて思ったんで。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） それについても、先ほど町長が丁寧に説明したつもりですけども。まずですね、一番最後に述べられたと思うんですけども。19 年度においてはね、19 年度においては、旧町の取り組み路線を対象にすると。いうことははっきり文字で示して、書類の渡しております。そのなかで当然今後ですね、いろいろ集落の中では、高齢化の中で、対応がしきれないと。いう部分も出てくるであろうから、それについては、19 年度に現場を見さしていただいて、次年度以降全体的な部分で比較さしていただいて、次年度以降、検討さしていただきますということで、ご説明をしてご理解をいただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 次年度以降というのは、20 年度という意味なんですかね。ちょっと、その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 19 の次は、20 年度でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） 19 年度以降についてということ。じゃ、19 年度については、基準を設けるというふうに言われていたのが、ずれたというふうになるわけですね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私今、間違ったこと言ったんでしょうかね。次年度以降ですから、19 年度の取り組みについて、昨年の 12 月に説明を申しあげた訳ですから、新規の要望路線があれば、次年度以降という表現してますから当然 20 年度以降になろうかと思えますけども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 平岡議員が言われるのは、私が 19 年度、来年度から、そういう基準をつくりまします。作って対応して行きますと言ったことに対して、それが基準、そのできてないんじゃないかと、言うことのご質問だと思うですけどね。だから、18 年度、昨年に 19 年度の取り組みについての基準をつくった訳ですよ。私はそれは、一応基準は基準として、示しがしたと思っております。ただそれで十分ではないし、これから要望箇所も、当然増えていくわけですから、そういう点については、19 年度にまた以降 20 年度、じゃあ新規の要望があれば、それは 19 年度の中で、現地を見て協議をしてですね、どういうふうにしていくかを決めて、また 19 年度は 19 年度として、対応していくということです。1 つ決めて、それですべてが完了というわけではないんですから、それで、ご理解はいただけますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その 19 年度の基準の事なんですけれど、最初にご回答があったかと思うんですが、それは、旧町時代に取り組んでいたということ。それから、その他、基準としては、具体的にメーター、集落内では 20 円ですか、そういうふうなあの、関係については、何回も聞くようですけども、自治会において文章に出して 18 年度実績に基づき 19 年度はこういうふうになりましたという説明がされているということなんですね。ひとついようですけど。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 概ね合ってるんですけども、集落内はカットと町長、申し上げましたよ。集落内とか、農地の自作については、カットなんです。そこらあたりはね、先ほど、町長言いましたように新町にあっては、自立と協働の村づくりということで、強調されましたんで、そこらはこれからカットさしてくださいと。いうなかで、これについても、ご理解をいただいたと。いうことでございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） だから、あの、平岡議員はですね、全くそういう説明がされてないんじゃないかと、いう趣旨で今言われてますけども、実際まあ、課長から私も答弁さしていただいたようにですね、昨年の全体会そして各旧町毎の自治会長会のなかで、町としての基本的な今現在の考え方というものを説明をさせていただいてるわけですよ。それが、今言われてるのは、どなたがそういうふうにな、まだ聞いてない。全くわからないと言われているのか、それは個々の問題としてですね、また話していただければ、担当課の方から

よく説明をさしていただきますしね、だから、基本的には、それはできていることを前提に、話さしていただかないと。できてないことを前提に言われると、そのしたことが、何がしたのか、わからなくなってしまいます。そやから、やってることはやってるんだということを前提をお願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 説明が行われたということで、私もまあ、事前に担当課の方には、聞き合わせはさしてもらいました。旧町毎にそのやっていたところが対象なのということなので、旧南光の場合、お聞きした自治会長さんは、三河校区の方なんですけれども、三河校区については、説明をしていません。というふうに、電話だったんですが、回答があったので、実績がないところについては、そういった具体的な説明はされなかったんだなと理解したんで、その点全体のなかで、されたというお話なんですけれど、じゃああの、前年度の実績に基づいて、そういう基準についても、説明されなかったところについては、一切今言われる基準なんかも、承知が周知がされていないんだなと理解したんですが、違うんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） その校区ごとに説明会はしておりません。旧町の、その南光は南光地区の全体のなかで、説明をしてる訳ですから、当然三河の自治会長さんも、そこにはおみえですから、そこでは説明がしたる訳です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） 担当者、一緒ですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 一緒です。12 月 15 日の午前中に南光の文化センターで会議がありました。そこで、全体の場で説明しました。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ええっと、あっちこっちいったので、ちょっと混乱していますが、草刈の関係については、ただ先ほども言いましたが、20 年度からについては、この 19 年度で、いろいろな不備なところについては、基準を見直していくというご回答だったと思いますが、そういうふうに理解しました。それと、違うんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基準を見直すんじゃなくて、対象路線にするか、どう対応するかを見直していくということです。申請があれば、その場所をね。この基準は一応基準として、今年度やっていきます。これからも一つの基準としてやらしていただきたい。そのなかで、今その中々集落で今までやっていただいたり、農地の地権者でやっていただいたところができないところが出てきて、新しく、ここは、町で対応してほしいとか。業者でしてほしいとかというようなところの申請があったときに、その地域が、その基準によって、どういう対応をしていくかということを、また 19 年度中に申請いただければ、現地をよく見て、協議をして決めていきたいと思いますということですからね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 実際まあ、草ね、夏場今から困るんですよ。それであの、去年この年度については、18 年の暮れに説明をして実績に基づいて、申請が前年度実績がないところは申請する権利がなかったということです。この 19 年度についてはね。そしたら 19 年度は我慢しなさい。という意味なんでしょうけども、19 年度について、その来年度 20 年度に必要なあるというところについては、申請いうことで、1 年まあ、足踏みしなさいということではあると思いますが、19 年度も予算の範囲内でその、是非とも必要だということについては、申請があれば、認めてもらえるという、そういう予算の枠の関係もありますけれど、そこらへんはどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、どこもね、要望の箇所はたくさんあるか、ないかわかりませんが一応その今まで、どういうふうにしていたか、今年どうしても、その部分がやっぱり状況から見ても、無理だと。それで、しかも、交通の障害になったりですね、通学路であったり、そういう点について、個々に判断をさせていただかないとね、今言われるところ、どこでもほなら一応基準を設けて、皆さんにも説明して、皆さんにもお願いをしてる訳ですから、全体の公平性の中で判断をしていかざるを得ないんじゃないかと思いますけど。

議長（西岡 正君） 2 分をきりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その具体的なところはですね、公共施設があるところに通じるものなんですよ。三河で。ですから地域の方がもちろん声をださないかんという面ありますけども、町としても気をつけないければならない道路の箇所になりますので、その点をお願いしたいなと思ったんですが。

議長（西岡 正君） 答弁いきますか。

18 番（平岡きぬ糸君） 具体的なところを、担当課。

町長（庵逄典章君） だから、それは町の担当と具体的にね、その担当者、自治会長さんなりが協議をしてください。それは協議をさせていただきます。

議長（西岡 正君） 時間が来ました。もう、何十秒かはありますが。

18 番、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。

続いて、17 番、山田弘治君の質問を許可いたします。

〔17 番 山田弘治君 登壇〕

17 番（山田弘治君） それでは、障害者の雇用義務についてということで、しばらくの間、一般質問を行いたいというように思います。1960 年に日本国憲法第 27 条第 1 項に掲げる理念に基づき、労働者の意思を有する身体障害者のために、公正な就職の機会を確保し、もってその自主独立と生活の安定を図ることを目的とした、身体障害者雇用促進法が制定されました。1976 年の改正により身体障害者の雇用義務化が明記され、さらに 1987 年には、身体障害者雇用法が改正され、名称が障害者雇用法となるなかで、知的障害者の雇用カウントが始まっております。また 2006 年には精神障害者健康福祉手帳を持っておられる障害者の方も雇用義務の中に入っております。そこで次の点について、町長の見解を伺います。まずはじめに、除外職員を差し引いた職員数に、法定雇用率を掛けた場合、本町でおきましては、何人の不足が生じるのか、また不足について、今後どのように対応をしようとしているのか。

次に障害者を、町職に採用するについての、本町の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、一般質問の最後となりましたが、山田議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、障害者の雇用義務についてのご質問でございますが、地方公共団体等においては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者に対し、雇用の促進と職業の安定を図ることが明記されていることは、十分承知しております。はじめの除外職員を差し引いた職員数に法定雇用率を掛けた場合何人の不足となるか又不足については今後どう対応するのかということでございますが、平成 19 年 4 月 1 日現在の対象職員数が 365 人であり、法定雇用率が 2.1 パーセントで計算をいたしますと現在のところ数値の上で 3 名が不足している状況になっております。これは、合併の影響でこの数値が大きくなった訳ですが、いずれにいたしましても、法定数に達していないという状況でありますので、職種にもよりますが可能な限り対応してまいりたいというふうに考えております。

次の、障害者の方を町職員に採用することについての本町の基本的な考え方ということですが、障害のある人もない人もあらゆる人々が、自らの能力を最大限に発揮し、ともに働き、助け合い、自立することにより等しく生きがいのある生活が実現できる社会

を目指すということが、基本的な考え方であります。職種、障害の部位・程度、雇用形態、いろいろと考えられますが、ユニバーサル社会の観点からも、また先ほどの雇用率の確保の観点からも、今後とも配慮していきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番（山田弘治君） 12 月でしたかね、佐用は定員適正化計画いうもんが、出されまして、当然まあ、その中でこの障害者に関することに、不足しておるということについては、当然その中で協議をされた結果、この 2027 年においては、120 人の退職、3 分の 1 の 40 人の採用と。いうことが出たと思うんですけども、その時には、この障害者のことにつきまして、検討されたかどうか、協議の中に出たかどうか、それちょっと確認さしてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これはまあその、定数との直接は関係がないわけです。ただ、これは以前からですね、障害者雇用については、いろいろと当然指導もありますし、町の方としても、法定数として採用する義務もあるということはよく承知しておりますので、旧町の中では、それぞれの町も多分それをクリアしてたんだというふうに思っております。ただまあ、合併したことによってですね、その割合がですね、その数字の上で足らなくなったと。いう観点の中からですね、今後その定員数員の中で採用を考えていかなきゃいけない。ただまあ、これまでに、これはまあその、いろいろな職種もあります。それはまあ、その職種を問わないわけですけども。そういう中で応募職員の、臨時的な職員にも応募されてきてる方がいらっしゃいましたけども、そういう方の採用も検討したんですけども。中々その障害の程度といいますか、障害の内容と職種が合わない。ということで、現在まあ、その採用には至っておりません。まああの当然まあこの職員の定数とは別ですけども、全体の職員の採用のなかでね、これは当然、配慮考慮していかなきゃいけない課題でございます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） この障害者の雇用に関する資料の目を通してありますとね、こういうことも書かれてあるんです。その恐らく本町においては、そういうことはないと思うんですけども、障害者の方は、もう能力が低いんだと。能力は劣っているんだと。そういうようなことがもう、底辺に流れておるというようなことが書かれております。当然ね障害者であっても身体的不自由であるけれども、能力が抜群にいい方が、おられる訳です。だからそういう意味でね、そういうことは本町においてははないと思いますけども、私あえて今回この問題をとりあげたのは、3 名の雇用は必要だろうということもあったんですけども、分かっとったんですけども、決して障害者の方は、自分で望んで障害者になったわけでもないし、望まれてなったわけじゃないんです。だけど、一生障害とつきおうていかな

いかなんということがあるわけです。しかしながら両親や家族それから地域の方に支えられて、やっとその働ける年齢になったという時に、やはり障害というものが、ネックになって中々その就職ができない。現実的には授産施設のようなところに、勤めることができれば、いいほうだということが1つ言えると思いますし、この法律によってね、民間企業においては1.8パーセント、従業員が56人以上の企業に対して1.8パーセントの障害者を雇用しなさいと。いうことの義務付けがされております。そして、6月年に1回、6月1日付けで、国の方へ報告せえと、いうことで301人を超す企業につきましては、不足1人に対して、月5万円のお金を納めなきゃならないという制度もあります。ただあの自治体の場合は、そういったことはないと思います。お聞きしたいんは、できる限りまっ、考えていきたい。雇用を考えていきたいという町長答弁だったと思うんですけども、これ現実的にこれ障害者を雇用する場合に、町の場合は、38条の中に国及び地方公共団体の任命権者は身体障害者また知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならないということが謳われております。当然本町においても、そういうことを、これから、すでにされておるんかわかりません、そういうことを計画を立てるということ、現実的に考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然まっこれは、数字的にもですね、3名の一応不足ということになっておりますから、今後採用の中で、そういう方がご応募いただければ、当然まっそういう障害者の採用という形でね、今後採用していく計画はもっております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） そうしますとね、学歴になるわけですけども、予算書の裏に書いてあるやつを見ますと、給料の関係のを見ますと、最終学歴が高卒ということになっておるうかと思えます。障害者のこの方を採用する場合に、その学歴は、当然特別扱いということになるんか、それとも最終学歴は高卒というふうになるんか、その点は、どういうふうに考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 障害者という一口にですね言われても、いろいろな障害の程度もあります。ですから、例えば当然身体障害の場合、事故によって足が障害がある。歩行が困難であるとかですね、手が片方が障害があるとか、しかし、事務的にはですね、当然、事務の作業については問題なく、座ってする作業はできるとか、また職種によっては、やはり、そういう体が障害があれば、その仕事ができないという職種もある訳ですね、その採用する場合にも、その職種によって学歴といいますか、こういう技能・能力・程度ということを要求して採用条件に入れてるわけです。ですからまっ、それは町の方で採用する条件の中で一般公務員、例えば一般職の場合に、高卒、高校卒業程度の学力を有する者ということを、そういう学力が必要な場合には、それを入れます。ただまっ、例えば作業で単純労働的な仕事の場合であれば、学歴は問いませんと。いう形にすればいいわけです。それはもう、その都度その職種なり仕事の内容によって違うわけです。

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 是非ともね、企業の場合は、割と低いことで、このまま先般の神戸新聞でしたけど、知事が企業にもっと増やして欲しいということも、お願いせねばならんな、ということも言われていました。是非ともね、障害のある方でも、この本町に佐用町の職員として勤められるんじやと、いう夢をね今回の３人の雇用にあたっては、是非ともそういった形になるように、私はお願いしたいなと。いうように思います。であの、この前あの、町長選が新町の誕生に合わせまして町長選がありました。その時にまあ、町長候補の方には、療育を考える会という方から公開討論という形のことで、案内があったと思います。私もまあビデオを見せていただきましたし、それぞれの候補者の発言の要点をまとめたやつもちょっと、もろとんですけども、直接今回の質問、通告とは違うんで答弁は要りませんけども、やはりそのそういう働く障害児を働かすまでには、相当まあ苦労されながら、子育てをされとります。決して甘えの心じゃなくって、やはり自分たちで、できることはやはり障害を持つ親が度々寄っておられるようです。その中でいろんな話をされて、自分、ただまあ、町長言われましたように、障害といわれましてもいろいろ幅がありますから、障害をもっておる子どもさんによって、やっぱり親の考え方いうんが、違いますから、非常に幅があって、苦労しておりますっていうことも言われておりました。今度まあ、おそらく新しい町長になられる方は、どういう考え、障害に対して、どういう考えを持っておられるんだろうかと。いうことを是非とも聞いてみたい、いうことでおそらくそういうことを計画されたんだと思います。私もテレビの先ほど、ビデオみさせていただきましたし、要点をまとめたものもっておりますけども、庵道町長も非常に丁寧に、答えられております。あれからもう２年がこうとしてる訳ですけども、当然その話を聞かれた中で、国につながな、県につながんで、国につながなあかんもんもあるでしょうし、町長自身が決断すれば対応できるものもあの中にはあったんじゃないかと思います。あの中に子育て支援のことがありました。これはまあ、係りをおいておられますんでそれは一つ、できたんかな。と思いますけども、やはり悩みはやっぱり相談する人がないんやと。相談をね。でそういうコーディネーターの方は、「愛心園」いうて、山野里にあるんですけども、そこに一番近いとこで、そこにおられるということで多分町長も、その話の中にそれは必要であると、ただまああの、そこに本町に常駐するということは、ちょっと難しいかなと。できれば、週のうちに２日か３日でも、できたらいいなというようなことも言われております。そういうようなこともね、やはりあの、障害をもつ親は、相談する方がほしい。アドバイスする方がほしい。いうことで、そういうことも言われておるんだと思います。

それからもう一つは、窓口の件ですね、今まあ、一人担当の方がおられますけども、やっぱり見ましたら、窓口の総合窓口の充実って言うようなことも、前もって出される中にあったと思います。そういうようなこともね、是非とも検討をしていただいて、次の９月議会でとりあげてみようかと思とんですけども、そういうようなことの話し合いの中でね、一つでも二つでも、町長の判断で実現できることあればね、実現してあげていただいて、障害を持つ親が少なくとも佐用町は、障害に優しい町やなというように感じられるようにね、ひとつ是非とも、お願いをしておきたいというように思います。

それとまあ、元へ戻りますけども、その法律に基づいて３人足らんということですから、これにつきましても、既に合併してまあ２年以上経過しておるわけですから、少なくとも先先伸びるんじやなくって、私は障害の方に夢を持たすためにも、そう遠からんうちに、

そういった形の募集が出るように一つ最後をお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 山田弘治君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

お諮りします。明 6 月 15 日から、6 月 27 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。次の本会議は来る 6 月の 28 日、午前 10 時より再開いたします。それでは本日はこれにて、散会をいたします。

午後 0 4 時 0 2 分 散会
